

天竜林材業振興協議会
FM 認証グループマニュアル

- I FM 認証グループ規約
- II 森林管理計画書
- III 森林作業共通仕様書
- IV モニタリング実施要領

計画期間 自 令和元年 10 月 21 日
至 令和 7 年 3 月 31 日
(～令和 6 年度)
(第 1 回改訂 令和 2 年 1 月 28 日)

認証機関 Soil Association Woodmark
認証登録番号 SA-FM/COC-002428
認証更新日 2020 年 3 月 3 日
有効期限 2025 年 3 月 2 日

天竜林材業振興協議会

目 次

I	FM 認証グループ規約	1
II	森林管理計画書	20
1	概要	21
2	森林管理方針	23
3	認証森林の概要とその取扱い	25
4	林業経営	31
5	モニタリング調査	34
6	労働力と安全管理	34
7	社会的責務	36
8	林内安全確保、不法投棄等への対応	37
9	認証製品の販売に関する管理	37
10	情報公開	38
	(参考資料1) バッファゾーン対象河川・溪流一覧	40
	(参考資料2) 希少動植物の保護に関するマニュアル	41
	(参考資料3) 選木マニュアル	61
	(参考資料4) 効率的な伐採・造材マニュアル	64
	(参考資料5) 森林ボランティア等推進方針	65
	(参考資料6) 化学物質取扱マニュアル	66
	(参考資料7) 不法投棄処理フロー	71
	(参考資料8) 廃棄物処理マニュアル	75
	(参考資料9) FSC 認証材取扱マニュアル	76
III	森林作業共通仕様書	82
IV	モニタリング実施要領	93

I FM認証グループ規約

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ規約

(目的)

第1条 この天竜林材業振興協議会 FM 認証グループは、構成員相互の協力により FSC から森林認証を受けたそれぞれが所有及び管理する森林について、常に認証基準どおりの森林経営と管理を通じて「持続可能な森林経営・管理」を実現することを目的とする。

(名称)

第2条 このグループは、「天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ」(以下「本会」という。)と称する。

(所在)

第3条 本会の事務所は、静岡県浜松市中区元城町 103-2 (浜松市産業部林業振興課)におく。

(構成員)

第4条 本会は、静岡県浜松市内に森林を所有又は、管理し、FSC 管理規準、森林管理計画及び当規約を遵守することを文書により表明した法人又は個人、団体等をもって構成された会(サイト)のサイト管理責任者及び関係者(県森林組合連合会、林業研究会等)で構成する。(別紙1「名簿」、別紙2「組織図」)

(管理責任者)

第5条 本会に FM 認証管理責任者をおく。FM 認証管理責任者は、天竜林材業振興協議会長とする。任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおき、総会の承認を経て FM 認証管理責任者が構成員の中から任命する。任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) FM 認証副管理責任者 1名
- (2) FM 認証グループ監事 2名

(管理責任者の業務)

第7条 FM 認証管理責任者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 本会を代表し会務を総理すること
- (2) 認証および森林管理計画の維持に関すること
- (3) 構成員の入会及び脱退、除名に関すること

- (4) FM 認証グループマニュアル (FM 認証グループ規約、森林管理計画書、森林作業共通仕様書、モニタリング実施要領等) の作成に関する事
- (5) FM 認証グループ業務を統括し、規準の遵守を指導、指示する事
- (6) 規準不適合事項の改善対策に関する事
- (7) FM 認証グループ業務の集計、公表、広報に関する事
- (8) マーケティングに関する事
- (9) その他目的達成のために必要な事項に関する事

(副管理責任者の業務)

第8条 FM 認証副管理責任者の業務は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその業務を代行する。

(監事の業務)

第9条 FM 認証グループ監事の業務は、本会の事業内容、経理の監査を行うものとする。

(構成員の業務)

第10条 構成員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 規準等を遵守したサイト内の森林管理に関する事
- (2) 収穫物の販売
- (3) FM 認証管理責任者からの伝達文書の収受
- (4) FM 認証管理責任者への業務内容及び認証森林の異動等の報告
- (5) 森林組合長にあつては、自らのサイト管理規約を作成し、その構成員との間で規約を遵守することを文書によって合意する事

(会議)

第11条 本会の会議は、総会 (年1回以上) とし、FM 認証管理責任者が召集し議長となる。

2 会議は、半数以上の出席がなければ成立しない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、同数の場合は FM 認証管理責任者が決する。

(議決事項)

第12条 総会において議決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 経費に関する事
- (2) 事業計画及び実績に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) FM 認証グループマニュアル (FM 認証グループ規約、森林管理計画書、

森林作業共通仕様書、モニタリング実施要領等）の改廃に関すること
(5) 重要な規準不適合事項の対策の承認に関すること

(入会、脱退及び除名)

- 第13条 本会に入会しようとする者は、FM 認証管理責任者に「入会申請書」(様式第1号) 及び「FM 認証グループ規約等遵守誓約書」(様式第2号)、その他関係書類を提出する。FM 認証管理責任者は「入会資格チェックリスト」(別紙3) により確認し、入会要件に適合している場合は入会を承認し、入会承認書(様式第3号) により通知するとともに、サイト登録台帳(別紙4) を作成する。なお、入会しようとする者が管理するすべての森林のうち一部を除いて入会する場合は、その旨を説明する説明書を提出しなければならない。
- 2 本会を脱退しようとする者は、脱退届出書(様式第4号) を提出し、FM 認証管理責任者がこれを承認し、脱退承認書(様式第5号) により通知する。
- 3 FM 認証管理責任者は、次のいずれかに該当する場合、構成員を除名することができる。除名する場合には、その理由を付し通知する。(様式第6号)
- (1) 不適合事項に対する改善処置を行わない場合
 - (2) ロゴマークの不正使用、表示違反等があった場合
 - (3) 負担金等を支払わなかった場合
- 4 FM 認証管理責任者は、構成員の入会、脱退、除名及び認証森林面積の変更があった場合には、その1ヶ月以内にウッドマークへ通知する。(様式第7号)
- 5 脱退承認及び除名通告を受けた構成員は、直ちに FSC 及びウッドマークの名称、その他認証に付随するロゴマーク等の使用を中止し、認証証明書類を FM 認証管理責任者へ返却すること。

(文書管理)

- 第14条 FM 認証管理責任者の管理する文書は、保存文書一覧(別紙5) とし、管理方法は、次のとおりとする。
- (1) 保存文書一覧の原本を管理し、常に最新のものを維持すること
 - (2) 書類の更新があった場合は、速やかに構成員に配布すること
 - (3) 構成員への文書の配布は、文書受払い簿(別紙6) に記録すること
 - (4) 管理文書を情報公開すること

(会計)

- 第15条 本会の毎年度の経費は、各サイトからの負担金等をもって充てる。

(経費)

- 第16条 本会の認証取得及び継続に関する経費は、認証林の管理面積等に応じてサイトごとに別途定めるものとする。なお、年度途中で脱退又は除名処分

された場合、納入された負担金は、返金しない。

(事業年度)

第 17 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 18 条 本会に事務局を設け、産業部林業振興課におく。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は FM 認証管理責任者が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度の事業年度は平成 21 年 7 月 1 日に始まり平成 22 年 3 月 31 日に終わるものとする。

附則

- 1 この規約は、平成 22 年 9 月 9 日に改訂する。
- 1 この規約は、平成 23 年 4 月 25 日に改訂する。
- 1 この規約は、平成 23 年 9 月 14 日に改訂する。
- 1 この規約は、平成 24 年 10 月 22 日に改訂する。
- 1 この規約は、平成 25 年 5 月 29 日に改訂する。
- 1 この規約は、平成 25 年 9 月 30 日に改訂する。
- 1 この規約は、平成 26 年 5 月 19 日に改訂する。
- 1 この規約は、平成 26 年 10 月 21 日に改訂する。
- 1 この規約は、平成 27 年 10 月 29 日に改訂する。
- 1 この規約は、平成 28 年 11 月 30 日に改訂する。
- 1 この規約は、平成 29 年 10 月 25 日に改訂する。
- 1 この規約は、平成 30 年 9 月 26 日に改訂する。
- 1 この規約は、令和元年 10 月 21 日に改訂する。
- 1 この規約は、令和 2 年 1 月 28 日に改訂する。

別紙 1 (グループ規約第 4 条関係)

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ 名簿

No.	サイト名	管理者	管理面積 (ha)	
			認証林	認証林以外
1	春野サイト	春野森林組合 代表理事組合長	13,384.75	30.46
2	水窪サイト	水窪町森林組合 代表理事組合長	3,422.32	63.55
3	佐久間サイト	佐久間森林組合 代表理事組合長	4,415.88 (77.88ha 増加)	
4	龍山サイト	龍山森林組合 代表理事組合長	4,331.75	93.33
5	天竜サイト	天竜森林組合 代表理事組合長	13,834.94	297.57
6	引佐サイト	引佐町森林組合 代表理事組合長	2,383.08 (37.23ha 増加)	
7	市有林サイト	浜松市長	640.91	319.54
8	県営林サイト	静岡県西部農林事務所長	1,188.66	331.68
9	国有林サイト	天竜森林管理署長	4,939.31 (3,061.46ha 増加)	20.14
オブ ザー バー	静岡県森林組合連合会	静岡県森林組合連合会常務		
	林業研究会	天竜林業研究会長		
計			48,541.60 (3,177.57ha 増加)	1,156.27

※ 管理面積の括弧書きは、前回の規約変更（令和元年 10 月 21 日）からの増減面積。

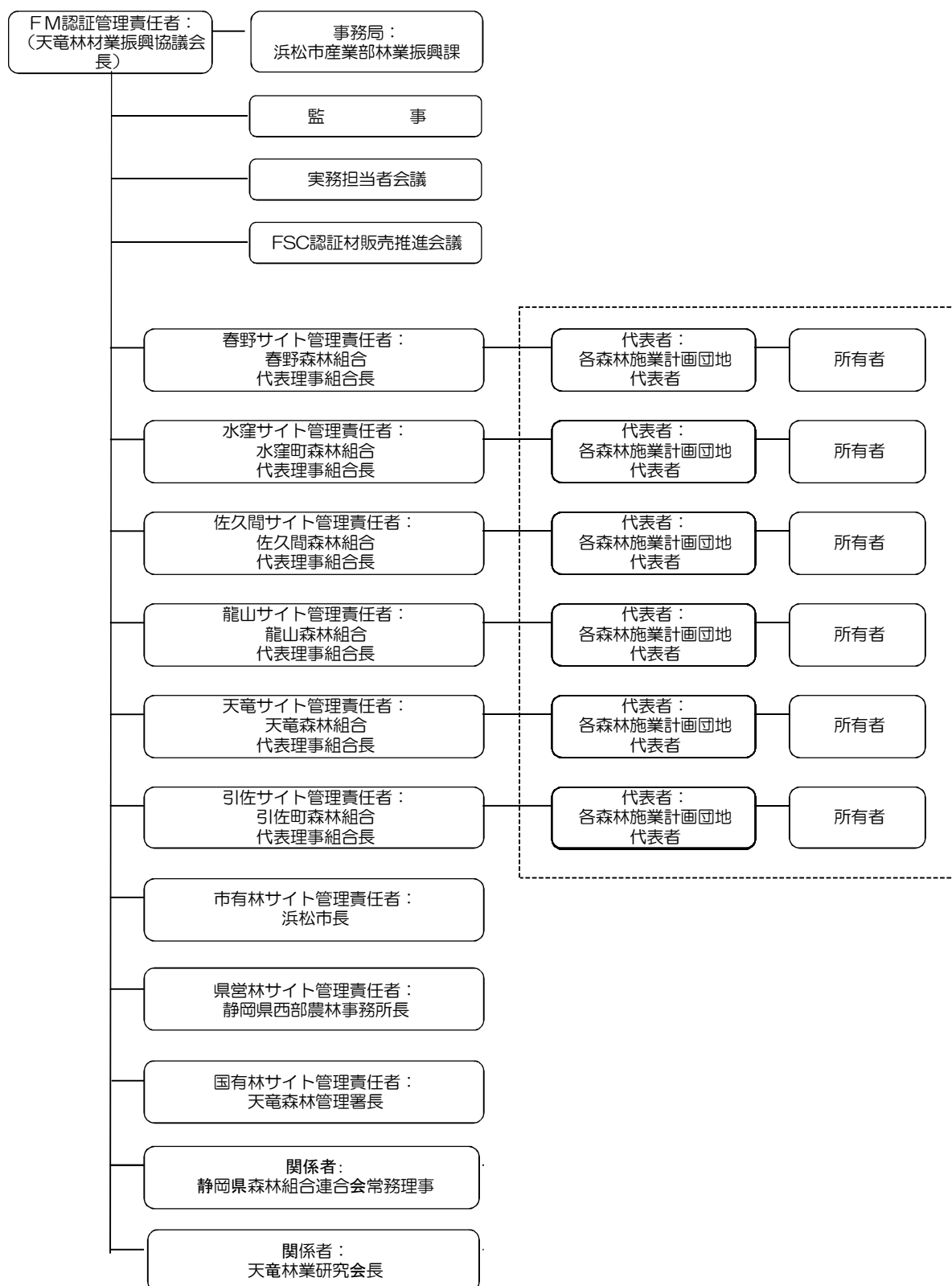
事務局：浜松市産業部林業振興課

TEL 053-457-2159

FAX 053-457-2214

e-mail ringyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

天竜林材業振興協議会 FM認証グループ 組織図



※ 内は構成員外。参考として記載し、それぞれサイト規約により管理。

別紙 3（グループ規約第 13 条関係）

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ
入会資格チェックリスト

申請者名	
申請日	年 月 日

- ☐ 浜松市内に森林を所有し、又は管理していること。
- ☐ 入会に必要な文書、記録類があること。
- ☐ FSC の原則と規準及び天竜林材業振興協議会 FM 認証グループマニュアルを遵守し、定められた責務を果たすことができること。
- ☐ 審査にかかる経費を支払うことができること。

FM 認証 管理責任者	担当者

別紙 4 （グループ規約第 13 条関係）

サイト登録台帳

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ

サイト名	サイト管理責任者	面積 (ha)	登録日	脱退日
春野サイト	春野森林組合 代表理事組合長	13,384.75	平成 21 年 7 月 1 日	
水窪サイト	水窪町森林組合 代表理事組合長	3,422.32	平成 21 年 7 月 1 日	
佐久間サイト	佐久間森林組合 代表理事組合長	4,415.88 (78.88ha 増加)	平成 21 年 7 月 1 日	
龍山サイト	龍山森林組合 代表理事組合長	4,331.75	平成 21 年 7 月 1 日	
天竜サイト	天竜森林組合 代表理事組合長	13,834.94	平成 21 年 7 月 1 日	
引佐サイト	引佐町森林組合 代表理事組合長	2,383.08 (37.23ha 増加)	平成 21 年 7 月 1 日	
市有林サイト	浜松市長	640.91	平成 21 年 7 月 1 日	
県営林サイト	静岡県 西部農林事務所長	1,188.66	平成 21 年 7 月 13 日	
国有林サイト	天竜森林管理署長	4,939.31 (3,061.46ha 増加)	平成 25 年 9 月 18 日	
計		48,541.60 (3,177.57ha 増加)		

※ 管理面積の括弧書きは、前回の規約変更（令和元年 10 月 21 日）からの増減面積。

別紙 5（グループ規約第 14 条関係）

保 存 文 書 一 覧

管理No.	記 録 名		保 管 場 所	保管期限
1	FM 認証グループマニュアル	FM 認証グループ規約	事務局・各サイト	常用
2		各サイト規約	事務局・各サイト	常用
3		FM 認証グループ管理図面	事務局・各サイト	常用
4		各サイト管理図面	事務局・各サイト	常用
5		森林管理計画書	事務局・各サイト	常用
6		森林作業共通仕様書	事務局・各サイト	常用
7		モニタリング実施要領	事務局・各サイト	常用
8	FSC の原則と規準		事務局	常用
9	法規集		事務局	常用
10	入会申請書、入会承認書（写）		事務局	永久
11	FM 認証グループ規約等遵守誓約書		事務局	永久
12	各サイト規約等遵守誓約書（写）		事務局	永久
13	森林管理計画（森林施業計画）		事務局	常用
14	除外森林説明書（写）		事務局	常用
15	退会届出書、脱退承認書（写）		事務局	永久
16	除名通知（写）		事務局	永久
17	認証森林の異動について		事務局	永久
18	FM 認証グループ 名簿		事務局	常用
19	FM 認証グループ 組織図		事務局	常用
20	FM 認証グループ チェックリスト		事務局	永久
21	サイト登録台帳		事務局	永久
22	保存文書一覧		事務局	常用

23	文書受払い簿	事務局・各サイト	5年
24	改善指示書	事務局・各サイト	5年
25	改善処理記録	事務局・各サイト	5年
26	教育訓練実施記録	事務局・各サイト	5年
27	モニタリング記録	事務局・各サイト	5年
28	苦情（意見）処理票	事務局・各サイト	5年

別紙6（グループ規約第14条関係）

文書受払い簿

NO	受付日	送付日	受付・送付先	文書名	取扱者印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

様式第 1 号

年 月 日

天竜林材業振興協議会
FM 認証管理責任者 様

サイト名
住所
氏名 印

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ 入会申請書

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループに入会したいので、必要書類を添えて申請します。

添付書類

1. FM 認証グループ規約等遵守誓約書（様式第 2 号）
2. サイト規約等遵守誓約書（写）
3. 森林管理計画及び図面
4. 除外森林説明書（写）

様式第 2 号

FM 認証グループ規約等遵守誓約書

天竜林材業振興協議会
FM 認証管理責任者 様

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループに参加するにあたり、FSC の原則と規
準及び天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ規約を含む森林管理にかかるその
他の規準類を遵守することを誓約します。

なお、本誓約書の期間については、認証期間（5 年）に準じて令和 7 年 3 月
31 日までとします。ただし、この期間が満了する 1 か月前までに文書により異
議を申し立てないときは、更に 5 年間延長するものとし、その後においてもま
た同様とします。

年 月 日

天竜林材業振興協議会
サイト管理責任者

サイト名 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

様式第 3 号

年 月 日

サイト管理責任者 様

天竜林材業振興協議会
FM 認証管理責任者 印

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ 入会承認書

年 月 日付けの入会申請について審査した結果、規約第 13 条により
本会への入会を承認します。

様式第 4 号

年 月 日

天竜林材業振興協議会
FM 認証管理責任者 様

サイト名
住所
氏名 印

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ 脱退届出書

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループから脱退したいので届け出ます。

様式第 5 号

年 月 日

サイト管理責任者 様

天竜林材業振興協議会
FM 認証管理責任者 印

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ 脱退承認書

年 月 日付けの脱退届出について、規約第 13 条第 2 項により本会からの脱退を承認します。

なお、FSC 及びウッドマークの名称、その他認証に付随するロゴマーク等の使用を中止し、認証証明書類を管理責任者に速やかに返却してください。

様式第 6 号

年 月 日

サイト管理責任者 様

天竜林材業振興協議会
FM 認証管理責任者 印

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループからの
除名について（通知）

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ規約第 13 条第 3 項により本会から除名します。除名理由については下記のとおりです。

なお、FSC 及びウッドマークの名称、その他認証に付随するロゴマーク等の使用を中止し、認証証明書類を FM 認証管理責任者に速やかに返却してください。

記

除名理由：

様式第 7 号

年 月 日

(ソイルアソシエーション／アマタ株式会社) 様

天竜林材業振興協議会
FM 認証管理責任者 印

認証森林の異動について（報告）

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループの認証森林に以下のとおり異動が生じたので報告します。

1. 異動の内容

2. 異動の理由

Ⅱ 森林管理計画書

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ
森林管理計画書

1 概要

1-1 名称及び連絡先

住 所 〒430-8652

静岡県浜松市中区元城町 103 番地の 2（浜松市産業部林業振興課内）

名 称 天竜林材業振興協議会

代 表 者 天竜林材業振興協議会長

連 絡 先 浜松市産業部林業振興課

電 話 053-457-2159

F A X 053-457-2214

E メール ringyou.hamamatsu.shizuoka.jp

1-2 浜松市の概要

(1) 地勢

浜松市は、首都圏と関西圏の 2 つの経済圏のほぼ中間に位置し、面積は 1,558.04km²、静岡県約 2 割を占めています。

東は磐田市、周智郡森町、島田市、榛原郡川根本町、西は湖西市、愛知県の豊橋市、新城市、北設楽郡東栄町、同豊根村、北は長野県飯田市、下伊那郡天龍村と接しています。

長野県諏訪湖に端を発する日本を代表する急流河川の天竜川が本市を縦断し、遠州灘へと注いでおり、西端には、総面積 70.35km² の汽水湖、浜名湖があります。

地形は、天竜川中流域の急しゅんな中山間地、扇状地に広がる下流域の平野部、河岸段丘の三方原台地、そして浜名湖から太平洋の沿岸部によって構成されています。

気候は、全国的に見て温暖で恵まれた気象条件にあり、年平均気温（平年値）は 14.5～16.0℃、年間雨量（平年値）は約 1,800～2,500mm となっています。（出典：第 2 次浜松市総合計画）

(2) 交通

浜松市は、JR 東海道新幹線や東名高速道路、新東名高速道路（建設中）が通る我が国の交通の要衝にあり、近郊には、富士山静岡空港や中部国際空港が立地しています。

市内を結ぶ主な公共交通機関としては、市中心部から放射線状にバス交通が発達しており、市内の南北交通の軸となる遠州鉄道鉄道線、東西を結ぶ JR 東海道本線や天竜浜名湖線が走っています。

また、愛知県東三河地域や長野県南信州地域、本市が属する静岡県遠州地域の 3 地域で構成される三遠南信地域においては、地域を南北に縦断する JR 飯田線が地域住民の生活に欠かせない公共交通となっており、都市部と中山間地域を結ぶ自動車交通の利便性の向上に向け、三遠南信自動車道の整備が進められています。（出典：第 2 次浜松市総合計画）

(3) まちづくりの歩み

明治 4 年の廃藩置県により、遠江国を管轄する浜松県が置かれ、浜松宿が遠州一円を管轄

する行政の中心となりました。

明治9年には、静岡県に統合されるとともに浜松宿に支庁が置かれ、明治21年の市制・町村制の公布によって、翌22年に浜松町、明治44年7月1日には、市制施行により浜松市が誕生しました。

大正時代に入ると、繊維、形染、楽器などの産業に支えられて順調な発展を遂げ、昭和6年には全国産業博覧会を開催するなど、商工都市・浜松の名を全国に広め、近代都市への歩みを確かなものとししました。

しかし、太平洋戦争の終戦間近の浜松大空襲により、浜松市街地は壊滅的な打撃を受けました。市民は、戦災の傷跡から力強く立ち上がり、終戦からわずか3か月後には市街地の整備に着手し、都市復興に向けて歩み出しました。

昭和20年代後半から40年代にかけて、周辺の町村と合併し、市域を拡大するとともに、東海道新幹線、東名高速道路をはじめ、国道1号バイパスや都市計画道路の整備が進み、現在の都市の骨格が形成されました。

こうした都市の成長とともに、繊維・楽器・オートバイの三大産業が飛躍的な発展を遂げ、産業都市としての地位を確立しました。

昭和54年には、市の南北の均衡ある発展と鉄道機能の円滑化を目指した東海道本線の高架化、昭和59年の浜松駅北口バスターミナル、昭和60年遠州鉄道鉄道線の高架化（新浜松～助信間）が完成し、都市機能の整備を着実に進めてきました。

そして、発展する浜松のシンボルとして、平成6年10月にアクロシティ浜松がオープンし、本市のコンベンション機能を担う重要な施設となっています。

平成8年には、政令指定都市に準ずる権限を持つ中核市へ移行し、平成15年には人口が60万人に達しました。

同年9月には、天竜川・浜名湖地域合併協議会が設置され、政令指定都市を目指した市町村合併の議論がスタートしました。地域の将来を真剣に考え取り組んだ結果、1年9か月後の平成17年7月には、12市町村が合併し、人口約80万人の新浜松市が誕生しました。

そして、平成19年4月には、政令指定都市として新たなスタートを切り、自立した都市として持続的な発展を目指しています。（出典：第2次浜松市総合計画）

（4）森林と林業

本市の森林面積は、約10万3千haで、市域面積の66%を占めています。そのうち民有林は8万1千ha（79%）、国有林は2万1千ha（21%）です。森林は天竜、引佐、春野、佐久間、水窪や龍山地域の上流域に集中し、上流域の森林と下流域の農地や市街地とが共生する特色ある都市と言えます。

これらの人工林と天然林とが織り成す森林は、長い歴史の中で育まれ、良質な木材の供給による地域の活性化と、森林の水源かん養などの働きによる安全・安心を共存させてきた大切な資源です。

本地域は、天竜林業としての長い歴史があるため、市全体の森林面積でみても人工林率は77%と静岡県平均60%に比べ著しく高くなっています。人工林の林齢構成は、41～50年生が突出しています。これは、戦後の復興造林と昭和30年代からの拡大造林政策で植林されたものです。

この人工林は、現在伐期を迎えています。これまでの林業は育てること（育てる林業）が中心でした。しかし、森林資源の成熟を受け、今後は森林の公益的機能の発揮を確保しつつ、森林資源の積極的な活用（売る林業）へ転換する必要があります。「売る林業」への転換は、個々の森林所有者、林業事業者（森林組合や木材生産業者）、原木市場や製材業者が個別に経営の合理化を図るだけでなく、関係者が連携して地域材を安定的に供給できるシステムを構築することが求められています。（出典：浜松市森林・林業ビジョン）

1－3 認証形態

（1）森林認証グループシステム

FM 認証グループ規約及びサイト規約のとおり

（2）グループ加入者

名簿のとおり

（3）計画期間

令和元年度 ～ 令和6年度

2 森林管理方針

2－1 基本理念

私たちの暮らしは、豊かな自然の恵みと活発な都市活動を基礎に成り立っています。将来にわたって、都市の成長と環境の保全が両立した環境と共生する持続可能な都市づくりが求められています。そのためには、本市の環境を構成する大きな要素である森林の多面的な働きを高めるとともに、林業が育んだ森林資源を活かす必要があります。

そこで、浜松市森林・林業ビジョン（平成19年3月作成）に基づき「価値ある森林の共創」を理念（基本的な考え方・不変なもの）とし、森林や林業に関わる人、山村に暮らす人、さらには本市に住むすべての市民が協働し、森林の多面的な働きを高めるとともに、林業が育んだ森林資源を活かす価値ある森林を創り、世界に発信し、次の世代に継承します。

2－2 基本方針

基本理念である「価値ある森林を共創」することによる「森林」と「市域」の姿、「市民」の暮らしについて、次の目標を設定するとともに、以下の基本方針に基づき森林管理を実施します。

（1）視点 森 林

本市は、広大な森林を有しています。今後、本市の森林では、持続可能な方法で森林を経営・管理します。

「「育てる林業」から「売る林業」への進化」

- ・ 低コスト林業の推進
- ・ 担い手の育成
- ・ 木材産業の再構築

（2）視点 市 域

本市は、川上と川下が一つの市域です。今後、本市の全域では、森林でつながる循環型社

会を形成します。

「森林を活かす新たな取組みの展開」

- ・ 森林産業の創出
- ・ 多様な主体の参加

(3) 視点 **市 民**

本市の森林・林業は、80 万人の市民から応援を得ることができます。今後、森林とふれあう市民の快適な生活を実現します。

「市民一人ひとりの森林経営・管理への参加」

- ・ 市民の意識向上
- ・ 地産地消の推進

2－3 森林管理計画

森林管理方針に基づき、森林の管理方法、管理手順等を定めた森林管理計画書を作成します。森林管理計画は、森林の状態、環境、社会、経済状況の変化、森林作業共通仕様書・モニタリング実施要領での結果等を勘案し、5年に1回見直しを行います。

2－4 活動項目

(1) 環境

- ・ 森林や林業に関する人、山村に暮らす人、さらには本市に住むすべての市民が協働し、森林の多面的な働きを高める
- ・ 林業が育んだ森林資源を活かす価値ある森林を創り、世界に発信し、次の世代に継承する

(2) 社会

- ・ 市民の意識向上として、市民と森林のふれあいや市民の意見を森林づくりに反映する機会、市民による森林づくり活動、次世代を担う子どもたちに対する教育等を充実・推進する
- ・ 地産地消を推進し、地域材に対する理解を深める
- ・ 木材や木材以外の森林資源の活用（新商品、バイオマス、グリーンツーリズム、森林療法等）を図り、「売る林業」や山村の活性化を応援する輪を広げる
- ・ 生態系や防災機能の保全を図る必要がある森林、里山や竹林等の経済性の低い森林等では、地域のコミュニティやNPO、企業等の多様な主体が参加する輪を広げる

(3) 経済

- ・ 低コスト林業の推進として、森林の集約化、林内路網の整備と機械化等により、林業の労働生産性を高め、地域材の安定供給が可能な「売る林業」を推進する
- ・ 担い手の育成として、長期経営委託契約などにより、林業事業体の経営・管理能力を高め、地域材の安定供給が可能な「売る林業」を推進する
- ・ 木材産業の再構築として、確かな製材品を安定供給する体制をつくり、地域材の「売る林業」を推進する

3 認証森林の概況とその取扱い

3-1 認証林の概要（令和2年1月28日現在）

(1) - 1 状況（全体）

令和元年度認証林合計			森林面積(ha)	蓄積(m³)	成長量(m³)	構成比率(%)	森林所有者数
認証林			48,541.60	14,657,305.05	232,049.28	100.00	7,943
内訳	人工林	針葉樹	39,793.13	13,490,852.00	224,828.97	81.98	
		広葉樹	134.50	55,315.31	702.69	0.28	
	小計		39,927.63	13,546,167.31	225,531.66	82.25	
	天然林		7,991.31	1,110,198.74	6,517.62	16.46	
	その他		622.66	939.00	0.00	1.28	
県立自然公園			1,500.77				
保安林			9,277.92				
保全地帯			5,411.68				
保護区			3,214.54				

県立自然公園 あり 保安林 あり
 保全地帯 5,411.68ha 保護区 3,214.54ha

(1) - 2 位置、区分図（全体）

別紙「FM認証グループ管理図面」のとおり

(2) - 1 状況（春野サイト）

春野サイト			森林面積 (ha)	蓄積(m³)	成長量(m³)	構成比率 (%)	森林所有者数
認証林			13,384.75	4,006,822.01	71,530.39	100.00	1,812
内訳	人工林	針葉樹	11,093.09	3,721,369.72	69,275.95	82.88	
		広葉樹	32.59	2,129.00	64.00	0.24	
	天然林		2,140.04	283,323.29	2,190.44	15.99	
	その他		119.03	0.00	0.00	0.89	
	県立自然公園			105.11			
保安林			1,871.88				
保全地帯			801.64				
保護区			398.85				

県立自然公園 あり 保安林 あり
 保全地帯 801.64ha 保護区 398.85ha

(2) - 2 位置、区分図（春野サイト）

別紙「FM認証グループ管理図面」のとおり

(3) - 1 状況（水窪サイト）

水窪サイト			森林面積 (ha)	蓄積(m³)	成長量(m³)	構成比率 (%)	森林所有者数
認証林			3,422.32	942,983.55	15,782.26	100.00	330
内訳	人工林	針葉樹	2,791.59	857,434.55	15,160.26	81.57	
		広葉樹	5.83	337.00	11.00	0.17	
	天然林		572.84	85,212.00	611.00	16.74	
	その他		52.06	0.00	0.00	1.52	
県立自然公園			11.38				
保安林			642.90				
保全地帯			403.35				
保護区			403.35				

県立自然公園 あり 保安林 あり
 保全地帯 403.35ha 保護区 403.35ha

(3) - 2 位置、区分図(水窪サイト)

別紙「FM 認証グループ管理図面」のとおり

(4) - 1 状況(佐久間サイト)

佐久間サイト			森林面積 (ha)	蓄積(m³)	成長量 (m³)	構成比率 (%)	森林所有者数
認証林			4,415.88	1,478,031.81	21,549.04	100.00	141
内訳	人工林	針葉樹	3,741.70	1,381,624.00	20,839.04	84.73	
		広葉樹	2.43	507.20	14.09	0.06	
	天然林		637.17	95,900.61	695.91	14.43	
	その他		34.58	0.00	0.00	0.78	
	県立自然公園		150.72				
保安林		938.38					
保全地帯		625.64					
保護区		625.64					

県立自然公園 あり 保安林 あり
 保全地帯 625.64ha 保護区 625.64ha

(4) - 2 位置、区分図(佐久間サイト)

別紙「FM 認証グループ管理図面」のとおり

(5) - 1 状況(龍山サイト)

龍山サイト			森林面積 (ha)	蓄積(m³)	成長量 (m³)	構成比率 (%)	森林所有者数
認証林			4,331.75	1,807,188.99	27,203.68	100.00	1,455
内訳	人工林	針葉樹	3,945.41	1,752,230.54	26,958.18	91.08	
		広葉樹	12.44	1,105.90	12.05	0.29	
	天然林		327.06	53,852.55	233.45	7.55	
	その他		46.84	0.00	0.00	1.08	
県立自然公園			112.52				
保安林			588.41				
保全地帯			238.15				
保護区			40.95				

県立自然公園 あり 保安林 あり
 保全地帯 238.15ha 保護区 40.95ha

(5) - 2 位置、区分図(龍山サイト)

別紙「FM 認証グループ管理図面」のとおり

(6) - 1 状況 (天竜サイト)

天竜サイト			森林面積 (ha)	蓄積(m³)	成長量 (m³)	構成比率 (%)	森林所有者数
認証林			13,834.94	4,281,614.49	62,411.65	100.00	4,093
内訳	人工林	針葉樹	11,808.77	4,010,283.89	60,642.48	85.35	
		広葉樹	29.84	461.11	27.60	0.22	
	天然林		1,868.08	270,854.49	1,741.57	13.50	
	その他		128.25	15.00	0.00	0.93	
県立自然公園			820.89				
保安林			378.40				
保全地帯			369.33				
保護区			190.68				

県立自然公園 あり 保安林 あり

保全地帯 369.33ha 保護区 190.66ha

(6) - 2 位置、区分図 (天竜サイト)

別紙「FM 認証グループ管理図面」のとおり

(7) - 1 状況 (引佐サイト)

引佐サイト			森林面積 (ha)	蓄積(m³)	成長量 (m³)	構成比率 (%)	森林所有者数
認証林			2,383.08	618,782.94	10,928.99	100.00	109
内訳	人工林	針葉樹	1,804.05	563,973.21	10,448.55	75.70	
		広葉樹	5.00	259.00	9.00	0.21	
	天然林		551.36	54,550.73	471.44	23.14	
	その他		22.67	0.00	0.00	0.95	
県立自然公園			17.35				
保安林			71.08				
保全地帯			464.11				
保護区			464.11				

県立自然公園 あり 保安林 あり

保全地帯 464.11ha 保護区 464.11ha

(7) - 2 位置、区分図 (引佐サイト)

別紙「FM 認証グループ管理図面」のとおり

(8) - 1 状況 (市有林サイト)

市有林サイト			森林面積 (ha)	蓄積(m³)	成長量 (m³)	構成比率 (%)	森林所有者数
認証林			640.91	23,731.00	461.00	100.00	1
内訳	人工林	針葉樹	533.52	21,561.00	431.00	83.24	
		広葉樹	3.26	20.00	1.00	0.51	
	天然林		98.83	2,150.00	29.00	15.42	
	その他		5.30	0.00	0.00	0.83	
県立自然公園			0.00				
保安林			0.00				
保全地帯			656.27				
保護区			434.50				

県立自然公園 なし 保安林 なし
 保全地帯 656.27ha 保護区 434.50ha

(8) - 2 位置、区分図(市有林サイト)

別紙「FM 認証グループ管理図面」のとおり

(9) - 1 状況(県営林サイト)

県営林サイト			森林面積 (ha)	蓄積(m³)	成長量 (m³)	構成比率 (%)	森林所有者数
認証林			1,188.66	233,238.26	3,102.27	100.00	1
内訳	人工林	針葉樹	880.24	222,683.09	2,993.51	74.05	
		広葉樹	3.13	123.10	3.95	0.26	
	天然林		107.04	10,432.07	104.81	9.01	
	その他		198.25	0.00	0.00	16.68	
県立自然公園			0.00				
保安林			0.00				
保全地帯			1,219.85				
保護区			413.38				

県立自然公園 なし 保安林 なし
 保全地帯 1,219.85ha 保護区 413.38ha

(9) - 2 位置、区分図(県有林サイト)

別紙「FM 認証グループ管理図面」のとおり

(10) - 1 状況(国有林サイト)

国有林サイト			森林面積 (ha)	蓄積(m³)	成長量 (m³)	構成比率 (%)	森林所有者数
認証林			4,939.31	1,264,912.00	19,080.00	100.00	1
内訳	人工林	針葉樹	3,194.76	959,692.00	18,080.00	64.68	
		広葉樹	39.98	50,373.00	560.00	0.81	
	天然林		1,688.89	253,923.00	440.00	34.19	
	その他		15.68	924.00	0.00	0.32	
県立自然公園			282.80				
保安林			4,786.87				
保全地帯			633.34				
保護区			243.08				

県立自然公園 あり 保安林 あり
 保全地帯 633.34ha 保護区 243.08ha

(10) - 2 位置、区分図(国有林サイト)

別紙「FM 認証グループ管理図面」のとおり

3-2 人工林の現況とその取扱い

認証対象森林 48,451.60 ha のうち人工林は 39,927.63 ha であり、その総蓄積は 13,546,167.31 m³です。「浜松市森林整備計画」、国有林においては「天竜国有林の地域別森林計画書、地域管理経営計画書(天竜森林計画区)」に定める資源の循環利用林での標準伐期は

スギが 40 年、ヒノキが 45 年です。人工林は、ほとんどが伐採に適した林齢を迎えつつあり、これからは木材の供給能力が増大すると見込まれます。

今後、「浜松市森林・林業ビジョン」内の長伐期・非皆伐経営シミュレーションなどを基に、持続可能な森林経営を行いながら、安定した木材の供給を目指すとともに、保全地域及び保護区に指定される森林や保安林、自然公園については、保護、保全に努めていきます。

3－3 天然林の現況とその取扱い

認証対象森林 48,541.60 ha のうち広葉樹を多く含む天然林は 7,991.31 ha であり、その総蓄積は 1,110,198.74 m³です。天然林は、里山、人工林の中の植林不適地や奥山に分布しています。天然林の林齢構成は、薪炭利用が無くなったため更新されず、年々高齢化しています。

この天然林を中心とした認証森林のうち、全体の 11.1% (5,411.68 ha) は保全地帯、6.6% (3,214.54 ha) は保護区に指定し保護、保全に努めていきます。

3－4 特定地の取り扱い

(1) 急傾斜地

急傾斜地のうち、土壌浸食が見られる人工林は、強度間伐を行うとともに、広葉樹自然植生を促し林地及び表土を保護します。このとき、天然林はそのまま保護します。

(2) 保全地帯

認証林のうち 11.1% (5,411.68 ha) については、保全地帯とし、指定した生物多様性の保全を主な目的として管理します。

(3) 保護区

認証林のうち 6.6% (3,214.54 ha) については、保護区として指定し、全ての商業的な収穫から保護されることを目的とし管理します。

(4) バッファゾーン

尾根筋や常時水が流れている河川及び溪流沿いは、水質保全や生物多様性の確保のために、当該河川及び溪流から 10m～20m 程度の人工林は、強度間伐を行うとともに、広葉樹自然植生を促します。(参考資料 1 「バッファゾーン対象河川・溪流一覧」 参考)

また、伐採木が河川等にかからないよう特に注意するとともに、天然林はそのまま保護します。

3－5 森林施業における環境配慮

「浜松市森林整備計画」及び別紙「森林作業共通仕様書」に基づき、国有林サイトにおいては「造林事業請負標準仕様書」、「素材生産事業請負標準仕様書」に基づき、適切な森林施業を実施するとともに、次のとおり環境に配慮した作業を実施します。

(1) 地拵え作業

- ・ 広葉樹等は施業に支障のない限り林内に残すこと

(2) 植栽作業

- ・ 活着をはかるため、苗木の乾燥を防ぐこと
- ・ 野生動物による食害が予測される場合は、防護柵の設置等、防除措置を講ずる

(3) 下刈作業

- ・ 林分の状況を判断し、方法を決定すること
- ・ 必要以上の下刈りは、避けること
- ・ 広葉樹は、植栽木の生長を妨げない限り残すこと
- ・ 刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと
- ・ 刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと
- ・ 鳥類の営巣が見られるときは営巣の妨げにならないよう配慮すること

(4) つる切作業

- ・ つる類の切断除去にあたっては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと

(5) 枝打ち作業

- ・ 枝打ち対象の木に鳥類の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮すること

(6) 間伐作業

- ・ 可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮すること
- ・ 掃除伐の際は、安全性と植生確保のバランスを考慮しながら、可能な限り下層植生の確保に努めること。
- ・ 伐倒にあたっては、残存木への損傷を最小限にすること
- ・ 急傾斜地において、伐倒木を林内に存置する場合、幹が地面につくようにして等高線沿いに置くこと
- ・ 河川等にかかっている又は、流れ込む恐れがある倒木を処理すること
- ・ 急激な環境変化を避けるため、特に崩壊の恐れのある林分では繰り返し間伐を行い、適正な密度管理を行う
- ・ 土壌侵食のみられる林分では、強度間伐により自然植生を促す

(7) 伐採・搬出作業

- ・ 地形、林分の状態、林道の配置、集材距離等を考慮し、最も効率がよく、対象林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法を選択すること
- ・ 掃除伐の際は、安全性と植生確保のバランスを考慮しながら、可能な限り下層植生の確保に努めること。
- ・ 伐採木の枝条、木屑等は、河川、溪流に入れないこと
- ・ 収穫材、残存木の破損は、最小限にすること
- ・ 資材等の放置はしないこと
- ・ 搬出の際、林道、その他路肩等を傷めないよう、十分に配慮すること
- ・ 年間を通じて流水のある河川、溪流の周辺は、緩衝帯（バッファゾーン）として保全し、混交林への誘導を図ること
- ・ 伐採した木材が最も高い価格で取引されるような採材に努めるとともに、木材の有効利用を図ること

(8) 林道網整備

- ・ 林道網整備は、森林の伐採、土地の形質の変更等が伴うことから、実施に当たっては、森林の現況、森林施業の方法、土地利用の状況等を把握し、自然環境の保全に努めること

- ・ ルート・構造等の選定に当たり、周辺における植生、地形、地質を十分に調査し、景観の維持等に著しい支障を及ぼす事のないよう適切な措置を行うこと
- ・ 平面線形・縦断勾配等の決定に当たり、国土保全、水源涵養、自然環境の保全などの森林の持つ公益的機能を保持するため、特に地形の緩急、地形構造の変化等の自然条件に十分対応したものとし、土地の形質の変更等を最小限度にとどめること
- ・ 区域周辺に生息する小動物保護のため、適切な工種工法を選定する。また、魚の生息環境の阻害は行わないこと
- ・ 土砂の移動量を極力抑制するとともに、切土、盛土の均衡を図り、適切な残土処理、法面・斜面の安定に配慮する。地形、地質、気象その他の自然条件を十分に考慮し、河川・溪流箇所は出来るだけ避けることとし、やむを得ず通過する場合は、その対策を十分に検討する
- ・ 建設副産物の発生抑制と再利用及び適正処理に努めること
- ・ 伐開幅は、自然災害のリスクを考慮し、適切な広さとすること。

3－6 野生生物と文化財の保護

静岡県版レッドデータブックを参考にするとともに、有識者等から認証林内、認証林周辺の希少種の分布状況情報収集及び構成員への周知を行い希少種の保護に努めます。（参考資料2「希少動植物の保護に関するマニュアル」参考）

施業時には、林内における野生動植物の生息状況を把握し、その生息を阻害しないように注意します。特に、施業場所内に営巣場所を確認した場合は、繁殖活動を妨げないよう作業内容を工夫します。

また、「静岡県鳥獣保護区等位置図」を参考に鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域を把握し、鳥獣の保護を図るとともに、植林地において野生動物による食害が深刻な場合には、防護柵の設置等の防護策をとります。

併せて、「浜松市文化財分布図」を参考に文化財や天然記念物等の分布状況の情報収集を行い、作業を実施する際は、文化財保護法に基づき実施するとともに、市担当課である生活文化部文化財担当課と協議し、天然記念物等の保護に努めます。

4 林業経営

4－1 伐期齢と生産目的

「浜松市森林整備計画」、「天竜国有林の地域別の森林計画書」に定める標準伐期は、スギ40年、ヒノキ45年等としていますが、標準伐期齢は地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を促すものではありません。

林地が広大、且つ、急峻で、林地によって肥瘦の差が激しいこともあり、樹齢をもって伐採適期を一律に定めることが困難であるため、林分の生育状況、木材価格の動向、構成員の経済状況等から、生産目的に応じて構成員が判断することとします。

4－2 伐採と収穫

「浜松市森林整備計画」に基づき、国有林においては「天竜国有林の地域別の森林計画書」、
「国有林野施業実施計画書」に基づき、次のとおりとします。

(1) 間伐

- ・ 森林組合・林業事業体等からの提案による所有者のとりまとめを行い森林施業の共同化・効率化を図っていく
- ・ 合理的・集約的な林業経営を推進するため、ハーベスタ、プロセッサなどの高性能林業機械の導入、林道・作業道の開設・改良等林内路網の整備を推進するとともに、林道・作業道の維持・管理及び補修を行うための機械を導入し、作業効率の向上を図る
- ・ 簡易な作業道又は複合路網の整備にも重点をおき、施業集約化による搬出コストの低減を図り、林業生産性の向上を図る
- ・ 作業路設置の際には、法面保護及び排水処理を行い、斜面の崩壊を招くことがないように留意する

(2) 主伐

- ・ 上記(1)間伐と同様、森林施業の共同化・効率化等を図っていく

(3) 主伐後の伐採跡地の更新すべき時期

- ・ 森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止する観点から原則として人工造林は伐採後2年以内とする
- ・ 天然更新を行う場合は、5年以内とし「静岡県天然更新完了基準」の基準に満たない場合は、天然更新補助作業等の実施を検討し、確実な更新を図る

(4) その他

- ・ 長期的な見地に立った森林管理・経営のため、施業記録の管理を行う
- ・ 先人の卓越した技術の伝承を目的に、参考資料3「選木マニュアル」に基づいた選木を実施する
- ・ 伐採時の端材最小化のため、参考資料4「効率的な伐採・造材マニュアル」に基づいた施業を行い、効率的な収穫を行う
- ・ 非木材林産物である椎茸やしきみ、お茶等について、貴重な中山間地域の収入源として効率的な栽培を行う

4-3 森林簿の再調整

正確な森林データを管理するため、必要に応じて森林簿を調整します。県の管理する森林簿も併せて調整します。

4-4 境界の明確化

林業経営の持続化、紛争の未然防止のため境界を明確にします。

明確化作業の方法は、利害関係者の立会いの下で境界を決定し、境界杭やペンキなどで境界を明示します。境界の決定をした日時、場所、立会者、明示の方法等を文書化し、保管します。曖昧な境界については、明確化作業を実施します。

4-5 収穫計画

森林施業計画等に基づき、計画的に行います。

(1) 収穫

平成 19 年 3 月に作成した「浜松市森林・林業ビジョン」の進捗、管理を行う検証会議における検討を基に、市域としての目標である「森林でつながる循環型社会」を実現させ、木材が安定的に生産され円滑に循環することにより、平成 49 年までに木材素材生産 280 千 m³を目指します。(出典：浜松市森林・林業ビジョン)

(2) 木材の生産販売

販売先は、地元県森連の市場が中心ですが、市内の製材所への直送や県内の大型合板工場への納材等も増加しています。

今後、国際認証材であることの優位性を最大限利用し、現在の市場を中心とした流れに加え、新たな需要先の確保に努めることで、多様な販売先の確保を目指します。

(3) 関連施策の検討

木材素材生産 280 千 m³を実現するため、本協議会において次の諸施策を検討します。

○ 素材生産

- ・ 低コスト林業の推進のため、認証取得地の拡大と併せ、森林経営計画の樹立を支援し、森林所有者の合意形成を進めることで提案型集約化施業を推進する
- ・ 低コスト林業の推進のため、高性能林業機械の導入を推進するとともに、効果的・効率的な林道網の整備計画、開設方法や各地形に応じた集材方法を探る

○ 加工流通

- ・ COC 認証取得事業体の増加を図るとともに、FSC 認証製品の一覧表等の作成等により FSC 認証材の情報提供を進め、いつでも FSC 認証材が供給できる体制を整備する
- ・ プロジェクト認証を活用し、FSC 認証材を使用した公共建築物や民間物件等の実績を広報・宣伝することで、エンドユーザーに FSC 認証材を供給するサプライチェーンの構築を図る

○ 需要拡大

- ・ 地産地消の推進のため、天竜材の家百年住居の助成事業の活用や効果検証を進めるとともに、林業、木材産業、大工・工務店等が連携し、地域材を使った安心・安全な家づくりを推進する体制を整備する
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設で天竜材（FSC 認証材）が使用されたことを広く PR し、天竜材（FSC 認証材）の認知度向上を図る

4-6 各サイトの林業経営

(1) 市有林サイト（浜松市有林）

「浜松市有林管理計画」に基づき、近年、市民が森林に対し期待を高めている部分である「自然環境の保全」、「災害の防止」、「水源かん養」など、より公益的な役割に重きを置いた施業を行います。

(2) 県営林サイト

○ 静岡県有林「悠久の森」

「静岡悠久の森構想」に基づいた森林の適正な管理により、豊かな自然環境材としての森

林を後世に継承するとともに、県民が豊かな森林とふれあう場を提供することで、森林と県民の共生を推進するような方針のもと、施業を行います。

○ 静岡県営林「資源循環林」

「県営林管理基本計画」及び「県営林経営計画」に基づき、計画的かつ適正な森林管理による多面的機能の持続的な発揮を目的とした施業を行います。

(3) 国有林サイト

「天竜国有林の地域別の森林計画書」、「地域管理経営計画書」、「国有林野施業実施計画書」に基づき、適切かつ効率的な管理経営に向けた取組により、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、また、国民のニーズに応じた多様な森林資源の整備を推進し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目的に施業を進めていきます。

(4) その他サイト（私有林）

「浜松市森林・林業ビジョン」に基づき、これまでの「育てる林業」から、森林を育てながら森林資源を活用する「売る林業」へと進化させていきます。このため、森林経営・管理の集約化等による「低コスト林業の推進」、林業事業体の経営・管理能力を高める「担い手の育成」、木材の安定供給体制をつくる「木材産業の再構築」を進めます。

また、「売る林業」であっても森林認証基準に基づいた持続可能な森林経営・管理を行います。

5 モニタリング調査

モニタリングについては、別紙「モニタリング実施要領」に基づき実施し、管理計画改訂時に反映させるものとします。

6 労働力と安全管理

6-1 安全教育

各サイトの森林作業従事者は、林業技術者協会等の研修会を積極的に受け、研修内容を関係者に伝達するとともに、その研修記録を保管します。施業場所により安全確保内容が異なるので、各作業単位の現場にて作業員全員で安全事項の確認を行い、特に未習熟の作業員の初期教育の際には、安全管理について実技指導を中心に徹底的に教育します。

また、森林組合及び素材生産業者、自伐林家等、すべての森林作業従事者が労働安全衛生規則を守るように努めます。

6-2 社会保障への加入

持続的な林業経営及び労働災害への対応のため、各種社会保障制度へ加入します。

6-3 事故の再発防止

事故の再発防止のため、労災事故が発生した際には、その記録を作成・保管するとともに、今後の対策を示します。

6-4 安全管理

(1) 安全装備

労働災害を未然に防止するため、安全装備の情報を収集し、作業に応じた装備へ改善を図ります。

- ・ 保 安 帽 / JIS 規格認定のヘルメット
- ・ 手 袋 / 防振機能付き手袋、滑り止め付き軍手等
- ・ 作 業 服 / 体にあった衣服
- ・ 安全ズボン / チェンソーを目詰まりさせる素材の入った安全ズボン
- ・ 安 全 靴 / 切断防止物が組み込まれた安全ブーツ、つま先の部分に防護物が組み込まれている安全ブーツまたは、地下足袋
- ・ そ の 他 / ゴーグル、防虫ネット、粉塵マスク等

林業作業に適した防護装備

(出典：アミタ㈱資料)

防護する部位	足	脚	胴, 腕, 脚	手	頭	目・顔	耳
適切な防護 装備	安 全 ブー ツ・靴	安全ズボン	体にあった 衣服	手袋	安全ヘルメ ット	ゴーグル バイザー	耳あて
植え付け							
手作業	✓		✓	✓	✓		
下刈り							
手鎌	✓		✓	✓			
チェンソー	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
草刈機	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
枝打ち							
手作業の道具	✓		✓	✓	✓	✓	
伐倒							
手作業の道具	✓		✓	✓	✓		
チェンソー	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
玉切り							
チェンソー	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
機械	✓		✓	✓		✓	✓
搬出・集材							
搬出	✓		✓	✓	✓		
集積	✓		✓	✓	✓		
積み込み	✓		✓	✓	✓		

(2) ボランティアの安全管理

- ・ ボランティアが作業を行う場合は、傷害保険に加入する
- ・ ボランティアが行う作業は、その技術にあったものとする
- ・ ボランティアには、急傾斜地等の足場の悪い場所での作業はさせない

- ・ 参考資料5「森林ボランティア等推進方針」に基づき、市民のボランティア活動等に対し積極的に支援する

6－5 化学物質処理

認証林内においては、環境への影響を最大限に考慮し、化学物質の使用にあたっては、次のとおり適正な使用を行うとともに、参考資料6「化学物質取扱マニュアル」に基づいた取扱いを実施します。

なお、FSC 森林認証において禁止されている薬剤については、原則として使用しないこととする。

(1) 油脂の取扱い

- ・ 油脂等の化学物質の使用については、製品の取扱方法を遵守する
- ・ 油脂等を使用した機械器具からの流出を防ぐ
- ・ 油脂等の交換、補給は溪流付近では行わない
- ・ 使用した化学物質の廃棄物については持ち帰り、その処理規準や市の処理規準に従って適正に廃棄する
- ・ 溪流付近で使用する油脂は植物系への転換を図る

(2) 森林病虫害獣対策における取扱い

- ・ 松くい虫被害等を確認した場合、周辺への蔓延を最小限に抑えるため、森林組合・林業事業体等と連携して早急に必要な措置をとる
- ・ 薬剤を使用する場合には、環境への影響を最大限に考慮し、適正使用を行う
- ・ 獣害対策において忌避剤を使用する場合には、環境負荷の少ないものを使用する

FSC 森林認証禁止薬剤

薬品名	主要成分
除草剤	
プリグロックスL（ジクワット・パラコート液剤）	パラコートジクロリド 等
殺虫剤	
マウントT7.5B油剤	フェンチオン（MP P）
エコワン3フロアブル	チアクロプリド
T-7.5 バイサン乳剤	フェンチオン（MP P） 等
ディプテレックス乳剤	トリクロルホン 等

7 社会的責務

7－1 利害関係の把握

施業が与える社会、環境等の影響を及ぼす対象を把握し、施業時には自ら検証を行います。影響への問い合わせ（苦情、意見）があった場合には、施業との因果関係を調査し、問い合わせへの回答を行うとともに、苦情処理記録を作成、保管します。

7－2 紛争解決

所有権等に係る紛争が発生した場合には、施業は停止し紛争解決に努めます。また、当方の責任により損害を与えた場合には、補償を行います。紛争が解決した場合には、紛争解決が証明できるよう文書化し保管します。

7－3 問い合わせ対応

認証林管理に関する問い合わせについては、各サイト及び事務局が対応しますが、個人情報にかかわることについては構成員が対応します。

また、木材の販売に関することは構成員が対応し、事務局は対応しません。

7－4 地域社会の慣習的権利尊重

山菜の採取等、地域社会の慣習的権利は、商業的な採取を除き、極力尊重されるものとします。

8 林内安全確保、不法投棄等への対策

8－1 自力作業路

林内交通の安全確保、不法投棄等の防止のため、公的林道や作業道と自力作業路との分岐点には、「関係者以外の車両立入禁止」の標示又は車止めを設置することを進めます。

8－2 林野火災予防と対応

浜松市消防署及び浜松市消防団と連携し、予防活動や演習を行います。特に、所轄の消防団分団との連携を密にします。

認証林及びその周辺で林野火災が発生した場合、消防団員は消防団組織指揮系統で活動しますが、消防団員以外の構成員は、状況把握や消防組織に対する状況の説明等を積極的に行い、消火活動に資します。

8－3 不法投棄

不法投棄を発見した場合は、参考資料7「不法投棄処理フロー」に基づき対応します。

8－4 違法伐採

盗伐を発見した場合には、管内の警察署、市関係部署、森林所有者へ速やかに伝達します。

また、盗伐の未然防止、再発防止のため必要に応じ自力作業路等への関係者以外の立入りを防ぐ措置や関係機関と連携した巡回等を行います。

8－5 廃棄物処理

認証林内で発生した廃棄物については、参考資料8「廃棄物処理マニュアル」に基づき、適正に処理します。

9 認証製品の販売に関する管理

9－1 認証製品の販売及び管理

認証製品の管理は、木材の販売形態により次のとおりとします。

販売形態	識別方法
立木	図面により認証サイトであることを提示
素材 (道路端又は木材置場)	① 道路端又は木材置場等で保管する際は、作業看板等に FSC ロゴマークを標示 ② 運搬の際は、トラックのダッシュボードなどに FSC ロゴマークを標示

9-2 グループの認証品販売管理

サイト管理責任者は、年度終了後、目標とする木材素材生産 280 千 m³ の達成のための森林資源量の把握や収穫・販売計画の作成を目的に、FSC 森林認証材の当該年度の生産量を次年度の総会までに FM 認証管理責任者に提出することとします。

9-3 認証販売にかかる伝票

製品販売時の伝票は、次の記載事項を含むものとします。

- (1) 出荷の日付
- (2) 収穫された団地名等
- (3) 出荷先
- (4) 出荷材積
- (5) 製品仕様
- (6) 認証登録番号
- (7) 認証の種類

9-4 グループ関係者以外の者の認証材の素材生産

当グループの構成員又は、サイトの構成員、森林所有者（以下「グループ関係者という。」）以外の者が当グループの FSC 認証材を取扱う場合については、参考資料 9 「FSC 認証材取扱マニュアル」に基づくこととします。

10 情報公開

10-1 森林管理計画書の公開

この計画書は、すべて公開することとします。

10-2 ホームページでの公開

浜松市ホームページにおいて、当計画書の内容をはじめ、当グループの活動や成果、モニタリング結果についての情報を公開します。

10-3 公開の制限（個人情報保護）

グループ単位での情報はすべて公開することとしますが、構成員ごとの情報は公開しないこととします。構成員ごとの情報は、構成員自らが判断し公開します。

付記 この計画書は、平成 22 年 2 月 1 日から実施する。

付記 この計画書は、平成 22 年 9 月 9 日に改訂する。

付記 この計画書は、平成 23 年 4 月 25 日に改訂する。

付記 この計画書は、平成 23 年 9 月 14 日に改訂する。

付記 この計画書は、平成 24 年 10 月 22 日に改訂する。

付記 この計画書は、平成 25 年 9 月 30 日に改訂する。

付記 この計画書は、平成 26 年 5 月 19 日に改訂する。

付記 この計画書は、平成 26 年 10 月 21 日に改訂する。

付記 この計画書は、平成 27 年 10 月 29 日に改訂する。

付記 この計画書は、平成 28 年 11 月 30 日に改訂する。

付記 この計画書は、平成 29 年 10 月 25 日に改訂する。

付記 この計画書は、平成 30 年 9 月 26 日に改訂する。

付記 この計画書は、令和元年 10 月 21 日に改訂する。

参考資料 1
 天竜林材業振興協議会 FM認証グループ
 森林管理計画書「3-4 特定地の取り扱い」関係

バッファゾーン対象河川・溪流一覧

サイト名	対象河川・溪流	主な場所（該当する施業計画団体名）	備考
龍山サイト	白倉川	西川総合施業団地・白倉総合施業団地	H22. 2月指定
県営林サイト	西ヶ池沢	秋葉山県営林内 (56林班と57林班の境)	H22. 2月指定
春野サイト	熊切川	田河内・花島総合団地 (183林班と4・5・8・11、ち6)	H26. 10月指定
水窪サイト	水窪川、灰ノ沢	上出団地 (45林班ほ13～16) (46林班よ5・6、う4～6・8～10・13～21) (47林班い1～5) (85林班い1～10・12)	H26. 10月指定
佐久間サイト	相月沢川	平野社団団地 (28林班い19、ぬ1～22) (32林班ろ1～16、は3) (33林班い1)	H26. 10月指定
佐久間サイト	相月沢川	仲市安彦団地 (28林班い9、に15・16、と19～24) (32林班い1～3・8～10、は9・24・25) (33林班は25～27、に7・8・24)	H26. 10月指定
天竜サイト	寺平川	熊総合団地 (78林班い9・10、は9・11・12・38～40・44～48・ 50～56・58～60) (79林班は4～6)	H26. 10月指定
引佐サイト	川宇連川	渋川経営計画団地 (97林班な1～8・30～33、ら1) (98林班い1～6、こ35～39)	H26. 10月指定

※別添「バッファゾーン対象河川・溪流 位置図」参考

参考資料 2

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ

森林管理計画書「3－6 野生生物の保護」関係

希少動植物の保護に関するマニュアル

1 趣旨

森林管理計画書「3－6 野生生物の保護」に基づき、静岡県レッドリスト掲載種のうち別紙1「希少動植物生息一覧」に掲載されている動植物等を発見した際の対処方法を、次のとおり定める。

2 FM 認証管理責任者

- (1) 各サイト管理責任者から提出された情報を整理する。
- (2) 伝達及び広報
 - ・ 発見について、他のサイト管理責任者に伝達する
 - ・ こころない捕獲等を防止するため、広報は実施しない

3 サイト管理責任者

- (1) 発見の記録及び報告
 - ・ 別紙1「希少動植物生息一覧」を確認し、各サイト内の生息状況を確認するとともに、希少鳥類のうち猛禽類を発見した場合は、発見場所、発見日時を地図に記録する
 - ・ 記録した地図は、年度終了後、FM 認証管理責任者に提出する
 - ・ その他、各サイトでFM 認証管理責任者に報告すべきと考える希少動植物を発見した場合は、別紙2「希少動植物の生息確認調査票」に記録し、年度終了後、FM 認証管理責任者に提出する
- (2) 施業時の注意
 - ・ 静岡県版レッドデータブック（静岡県自然保護課）のカテゴリーごとの保護方針に基づく対応を基本とする
 - ・ 施業時には、希少動植物の生息を阻害しないよう工夫する
 - ・ 希少動物の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮する
 - ・ 希少植物を発見し、施業に支障がある場合は、細心の注意をもって移植することとするが、同一施業地内において行う
- (3) 希少動植物の生息の公表
 - ・ こころない捕獲等を防止するため、公表しない

4 その他

特別天然記念物であるカモシカについては、県及び市の作成する管理計画に沿った対応及び管理を実施する。

別紙1（希少動植物の保護に関するマニュアル）

希少動植物生息一覧（春野サイト）
【静岡県版レッドデータブック掲載種確認一覧表】

場 所：旧春野町
確認種数：84種

令和元年10月

分類群	科名	種名	カテゴリー
植物	ウラボシ	ミョウギシダ	絶滅危惧ⅠB類
	サクラソウ	クリンソウ	絶滅危惧ⅠB類
	クスノキ	シロモジ	絶滅危惧Ⅱ類
	イネ	ミギワトダシバ	絶滅危惧Ⅱ類
	ウマノスズクサ	カギガタアオイ	絶滅危惧Ⅱ類
	キンポウゲ	タマカラマツ	絶滅危惧Ⅱ類
	ヒカゲノカズラ	スギラン	絶滅危惧Ⅱ類
	マツバラン	マツバラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ガマ	ヤマトミクリ	絶滅危惧Ⅱ類
	ユキノシタ	ヤシャビシャク	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ウチョウラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	エンシュウムヨウラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	オオヤマサギソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	クマガイソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ナギラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ハルザキヤツシロラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	フウラン	絶滅危惧Ⅱ類
	キク	イズハハコ	準絶滅危惧
	キク	ワタムキアザミ	準絶滅危惧
	シソ	タチキランソウ	準絶滅危惧
	ジュンサイ	ジュンサイ	準絶滅危惧
	ベンケイソウ	ツメレンゲ	準絶滅危惧
	ミゾハギ	ミズマツバ	準絶滅危惧
	ユキノシタ	キバナハナネコノメ	準絶滅危惧
	ラン	キンラン	準絶滅危惧
	ラン	クロヤツシロラン	準絶滅危惧
	ラン	セッコク	準絶滅危惧
	ラン	マメヅタラン	準絶滅危惧
	ラン	ミヤマムギラン	準絶滅危惧
	ラン	ムギラン	準絶滅危惧
	アカネ	ヒロハコンロンカ	分布上注目種等
	ウラボシ	アオネカズラ	部会注目種
	キキョウ	イワシャジン	部会注目種
	キキョウ	シデシャジン	部会注目種
	キンポウゲ	キクザキイチゲ	部会注目種
	ナデシコ	ヒゲネワチガイソウ	部会注目種
	ユリ	アマナ	部会注目種
	ユリ	カタクリ	部会注目種
	ラン	アオフタバラン	部会注目種
	ラン	アケボノシュスラン	部会注目種
	ラン	アリドオシラン	部会注目種
	ラン	ヒトツボクロ	部会注目種
	ラン	ベニシュスラン	部会注目種
哺乳類	オナガザル	ニホンザル（熱海、伊豆地域の個体群）	絶滅のおそれのある地域個体群
	クマ	ツキノワグマ（富士地域の個体群）	絶滅のおそれのある地域個体群
	トガリネズミ	カワネズミ	準絶滅危惧
	リス	ニホンリス	部会注目種
	ブッポウソウ	ブッポウソウ	絶滅危惧ⅠA類
	カワセミ	ヤマセミ	絶滅危惧ⅠB類
	フクロウ	コノハズク	絶滅危惧ⅠB類
	カワセミ	アカショウビン	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	クマタカ	絶滅危惧Ⅱ類

分類群	科名	種名	カテゴリー
鳥類	タカ	サシバ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	ハイタカ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	ハチクマ	絶滅危惧Ⅱ類
	フクロウ	アオバズク	絶滅危惧Ⅱ類
	ヨタカ	ヨタカ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	オオタカ	準絶滅危惧
	チドリ	イカルチドリ	準絶滅危惧
	フクロウ	フクロウ	準絶滅危惧
両生類	アオガエル	カジカガエル	準絶滅危惧
淡水魚類	アカザ	アカザ	絶滅危惧ⅠB類
	ヤツメウナギ	スナヤツメ北方種	絶滅危惧ⅠB類
	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種	絶滅危惧ⅠB類
	カジカ	カジカ	絶滅危惧ⅠB類
	ドジョウ	トウカイナガレホトケドジョウ	絶滅危惧ⅠB類
	サケ	アマゴ（サツキマス）	絶滅危惧Ⅱ類
	コイ	カワムツ	分布上注目種等
昆虫類	セセリチョウ	チャマダラセセリ	絶滅
	イトトンボ	オオイトトンボ	絶滅危惧ⅠA類
	シジミチョウ	ミヤマシジミ	絶滅危惧Ⅱ類
	コガネムシ	ヒゲコガネ	準絶滅危惧
	タテハチョウ	ウラジャノメ	準絶滅危惧
	ジャノメチョウ	クロヒカゲモドキ	分布上注目種等
	セセリチョウ	コキマダラセセリ	分布上注目種等
	タテハチョウ	コムラサキ*	分布上注目種等
	シジミチョウ	フジミドリシジミ	部会注目種
	タテハチョウ	オオムラサキ	部会注目種
	キセルガイ	ホウライジギセル	絶滅危惧ⅠB類
陸・淡水産貝類	オナジマイマイ	マイマイ属の一種	絶滅危惧Ⅱ類
	オナジマイマイ	ミヤマヒダリマキマイマイ	準絶滅危惧
	キセルガイ	オクガタギセル	準絶滅危惧
	ベッコウマイマイ	カサネシタラガイ	準絶滅危惧
	ホソアシヒダナメ	イボイボナメクジ	情報不足

注意事項

本表は、静岡県版レッドデータブック作成に係る調査において確認された種の一覧であり、ここに示した種以外の存在を否定するものではない。

別紙1（希少動植物の保護に関するマニュアル）

希少動植物生息一覧（水窪サイト）
【静岡県版レッドデータブック掲載種確認一覧表】場 所 : 旧水窪町
確認種数 : 137種

令和元年10月

分類群	科名	種名	カテゴリー
植物	ラン	キンセイラン	絶滅危惧ⅠA類
	キンボウゲ	オキナグサ	絶滅危惧ⅠB類
	サクラソウ	クリンソウ	絶滅危惧ⅠB類
	スイカズラ	イワツクバネウツギ	絶滅危惧ⅠB類
	チャセンシダ	イチョウシダ	絶滅危惧ⅠB類
	モクレン	オオヤマレンゲ	絶滅危惧ⅠB類
	ユリ	コシノコバイモ	絶滅危惧ⅠB類
	ラン	カモメラン	絶滅危惧ⅠB類
	ラン	ヒロハツリシュスラン	絶滅危惧ⅠB類
	キンボウゲ	セツブンソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	キンボウゲ	フクジュソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ジオウ	センリゴマ	絶滅危惧Ⅱ類
	サクラソウ	シナノコザクラ	絶滅危惧Ⅱ類
	イノモトソウ	ナカミシシラン	絶滅危惧Ⅱ類
	シソ	ラショウモンカズラ	絶滅危惧Ⅱ類
	ジンチョウゲ	チョウセンナニワズ	絶滅危惧Ⅱ類
	ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ	絶滅危惧Ⅱ類
	ツツジ	キョウマルシャクナゲ	絶滅危惧Ⅱ類
	ツリフネソウ	エンシュウツリフネソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ナデシコ	オオビランジ	絶滅危惧Ⅱ類
	ヒカゲノカズラ	スギラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ベンケイソウ	マツノハマンネングサ	絶滅危惧Ⅱ類
	モクセイ	ハシドイ	絶滅危惧Ⅱ類
	ニシキギ	シラヒゲソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	スグリ	ヤシャビシヤク	絶滅危惧Ⅱ類
	ユリ	キバナノアマナ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ウチョウラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	キバナノショウキラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	クマガイソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	コアツモリソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ツレサギソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ナツエビネ	絶滅危惧Ⅱ類
	キク	ワタムキアザミ	準絶滅危惧
	オオバコ	イヌノフグリ	準絶滅危惧
	シソ	タチキランソウ	準絶滅危惧
	チャセンシダ	テンリュウヌリトラノオ	準絶滅危惧
	シソ	マネキグサ	準絶滅危惧
	ベンケイソウ	ツメレンゲ	準絶滅危惧
	ボタン	ヤマシャクヤク	準絶滅危惧
	ラン	エビネ	準絶滅危惧
	ラン	キンラン	準絶滅危惧
	ラン	マメヅタラン	準絶滅危惧
	ラン	ミヤマムギラン	準絶滅危惧
	ラン	ムギラン	準絶滅危惧
	キク	イナバアザミ	情報不足
	ユキノシタ	ミカワチャルメルソウ	分布上注目種等
	ウマノスズクサ	ウスバサイシン	部会注目種
	ウラボシ	アオネカズラ	部会注目種
	キキョウ	イワシャジン	部会注目種
	キキョウ	シデシャジン	部会注目種
	キンボウゲ	アズマイチゲ	部会注目種
	キンボウゲ	イチリンソウ	部会注目種
	キンボウゲ	キクザキイチゲ	部会注目種
	ツゲ	ツゲ	部会注目種

分類群	科名	種名	カテゴリー
	ナデシコ	ヒゲネワチガイソウ	部会注目種
	ヒガンバナ	オオキツネノカミソリ	部会注目種
	マツムシソウ	ナベナ	部会注目種
	ユリ	アマナ	部会注目種
	ユリ	カタクリ	部会注目種
	ヒガンバナ	ヒメニラ	部会注目種
	ラン	アオフタバラン	部会注目種
	ラン	アケボノシュスラン	部会注目種
	ラン	アリドオシラン	部会注目種
	ラン	ヒトツボクロ	部会注目種
	ラン	ベニシュスラン	部会注目種
	ラン	ホザキイチョウラン	部会注目種
	レンプクソウ	レンプクソウ	部会注目種
哺乳類	オナガザル	ニホンザル（熱海、伊豆地域の個体群）	絶滅のおそれのある地域個体群
	クマ	ツキノワグマ（富士地域の個体群）	絶滅のおそれのある地域個体群
	キクガシラコウ	キクガシラコウモリ	準絶滅危惧
	ヒナコウモリ	クロホオヒゲコウモリ	情報不足
	ヤマネ	ヤマネ	情報不足
	リス	ニホンモモンガ	情報不足
	ヒナコウモリ	ヒメホオヒゲコウモリ	部会注目種
	リス	ニホンリス	部会注目種
鳥類	カワセミ	ヤマセミ	絶滅危惧ⅠＢ類
	サンショウクイ	サンショウクイ	絶滅危惧ⅠＢ類
	フクロウ	コノハズク	絶滅危惧ⅠＢ類
	カワセミ	アカショウビン	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	クマタカ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	ハイタカ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	ハチクマ	絶滅危惧Ⅱ類
	ヨタカ	ヨタカ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	オオタカ	準絶滅危惧
	キジ	ヤマドリ	準絶滅危惧
爬虫類	キツツキ	オオアカゲラ	準絶滅危惧
	トカゲ	ヒガシニホントカゲ	分布上注目種等
両生類	サンショウウオ	アカイシサンショウウオ	絶滅危惧ⅠＡ類
	サンショウウオ	ハコネサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類
	サンショウウオ	ヒガシヒダサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類
	アオガエル	カジカガエル	準絶滅危惧
	アオガエル	モリアオガエル	準絶滅危惧
	アカガエル	トノサマガエル	準絶滅危惧
	アカガエル	ナガレタゴガエル	情報不足
	ヒキガエル	アズマヒキガエル	部会注目種
淡水魚類	サケ	ヤマトイワナ	絶滅危惧ⅠＡ類
	アカザ	アカザ	絶滅危惧ⅠＢ類
	カジカ	カジカ	絶滅危惧ⅠＢ類
	ヤツメウナギ	スナヤツメ北方種	絶滅危惧ⅠＢ類
	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種	絶滅危惧ⅠＢ類
	サケ	アマゴ（サツキマス）	絶滅危惧Ⅱ類
	コイ	カワムツ	分布上注目種等
昆虫類	シジミチョウ	シルビアシジミ	絶滅
	セセリチョウ	スジグロチャバネセセリ	絶滅
	セセリチョウ	チャマダラセセリ	絶滅
	カワトンボ	ニホンカワトンボ	絶滅危惧ⅠＢ類
	シジミチョウ	ベニモンカラスシジミ	絶滅危惧ⅠＢ類
	シロチョウ	クモマツマキチョウ	絶滅危惧ⅠＢ類
	シジミチョウ	クロツバメシジミ	絶滅危惧Ⅱ類
	シジミチョウ	ミヤマシジミ	絶滅危惧Ⅱ類
	カワトンボ	アオハダトンボ	準絶滅危惧
	タテハチョウ	ウラジャノメ	準絶滅危惧
	コガネムシ	オオチャイロハナムグリ	情報不足
	ジャノメチョウ	オオヒカゲ	現状不明
	ジャノメチョウ	クロヒカゲモドキ	分布上注目種等
	セセリチョウ	オオチャバネセセリ	分布上注目種等

分類群	科名	種名	カテゴリー
	タテハチョウ	オオミスジ	分布上注目種等
	タテハチョウ	クモマベニヒカゲ	分布上注目種等
	タテハチョウ	ベニヒカゲ	分布上注目種等
	セセリチョウ	コキマダラセセリ	分布上注目種等
	シジミチョウ	オナガシジミ	分布上注目種等
	タテハチョウ	コムラサキ*	分布上注目種等
	ササキリモドキ	スルガセモンササキリモドキ	部会注目種
	シジミチョウ	フジミドリシジミ	部会注目種
	タテハチョウ	オオムラサキ	部会注目種
陸・淡水産貝類	キセルガイ	ハウライジギセル	絶滅危惧ⅠB類
	オナジマイマイ	マイマイ属の一種	絶滅危惧Ⅱ類
	キバサナギガイ	ヤマトキバサナギガイ	絶滅危惧Ⅱ類
	キバサナギガイ	キバサナギガイ	絶滅危惧Ⅱ類
	ナンバンマイマイ	ミノブマイマイ	絶滅危惧Ⅱ類
	オナジマイマイ	ミヤマヒダリマキマイマイ	準絶滅危惧
	キセルガイ	オクガタギセル	準絶滅危惧
	キセルガイ	ヒメギセル	準絶滅危惧
	ナタネガイモドキ	ナタネガイモドキ	準絶滅危惧
	ベッコウマイマイ	カサネシタラガイ	準絶滅危惧
	ベッコウマイマイ	スジキビ	準絶滅危惧
	オオコウラナメ	ヤマコウラナメクジ	情報不足

注意事項

本表は、静岡県版レッドデータブック作成に係る調査において確認された種の一覧であり、ここに示した種以外の存在を否定するものではない。

別紙1（希少動植物の保護に関するマニュアル）

希少動植物生息一覧（佐久間サイト）
【静岡県版レッドデータブック掲載種確認一覧表】場 所 : 旧佐久間町
確 認 種 数 : 98種

令和元年10月

分類群	科名	種名	カテゴリー
植物	ラン	イワチドリ	絶滅危惧ⅠA類
	ウラボシ	ミョウギシダ	絶滅危惧ⅠB類
	キンボウゲ	オキナグサ	絶滅危惧ⅠB類
	サクラソウ	クリンソウ	絶滅危惧ⅠB類
	ユリ	コシノコバイモ	絶滅危惧ⅠB類
	クスノキ	シロモジ	絶滅危惧Ⅱ類
	ウマノスズクサ	カギガタアオイ	絶滅危惧Ⅱ類
	キク	シブカワシロギク	絶滅危惧Ⅱ類
	キンボウゲ	カザグルマ	絶滅危惧Ⅱ類
	キンボウゲ	セツブンソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ジオウ	センリゴマ	絶滅危惧Ⅱ類
	ツツジ	カイナンサラサドウダン	絶滅危惧Ⅱ類
	ユリ	キバナノアマナ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ウチョウラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	オオヤマサギソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	クマガイソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	コアツモリソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ツレサギソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ナツエビネ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	マツラン	絶滅危惧Ⅱ類
	キク	ワタムキアザミ	準絶滅危惧
	オオバコ	イヌノフグリ	準絶滅危惧
	シソ	タチキランソウ	準絶滅危惧
	チャセンシダ	テンリュウヌリトラノオ	準絶滅危惧
	ベンケイソウ	ツメレンゲ	準絶滅危惧
	ボタン	ヤマシャクヤク	準絶滅危惧
	ミソハギ	ミズマツバ	準絶滅危惧
	ラン	エビネ	準絶滅危惧
	ラン	キンラン	準絶滅危惧
	ラン	セッコク	準絶滅危惧
	ラン	マメヅタラン	準絶滅危惧
	ラン	ミヤマムギラン	準絶滅危惧
	ラン	ムギラン	準絶滅危惧
	ウマノスズクサ	テンリュウカンアオイ	情報不足
	ユキノシタ	ミカワチャルメルソウ	分布上注目種等
	ウラボシ	アオネカズラ	部会注目種
	キキョウ	イワシャジン	部会注目種
	キキョウ	シデシャジン	部会注目種
	キンボウゲ	アズマイチゲ	部会注目種
	キンボウゲ	イチリンソウ	部会注目種
	キンボウゲ	キクザキイチゲ	部会注目種
	クスノキ	バリバリノキ	部会注目種
	コケシノブ	チチブホラゴケ	部会注目種
	ナデシコ	ヒゲネワチガイソウ	部会注目種
	ヒガンバナ	オオキツネノカミソリ	部会注目種
	ユリ	アマナ	部会注目種
	ユリ	カタクリ	部会注目種
	ヒガンバナ	ヒメニラ	部会注目種
	ラン	アオフタバラン	部会注目種
	ラン	アケボノシュスラン	部会注目種
	ラン	ヒトツボクロ	部会注目種
	ラン	ベニシュスラン	部会注目種
	レンプクソウ	レンプクソウ	部会注目種

分類群	科名	種名	カテゴリー
哺乳類	オナガザル	ニホンザル（熱海、伊豆地域の個体群）	絶滅のおそれのある地域個体群
	キクガシラコウ	コキクガシラコウモリ	準絶滅危惧
	リス	ニホンモモンガ	情報不足
	リス	ニホンリス	部会注目種
鳥類	ブッポウソウ	ブッポウソウ	絶滅危惧ⅠＡ類
	カワセミ	ヤマセミ	絶滅危惧ⅠＢ類
	サギ	ミゾゴイ	絶滅危惧ⅠＢ類
	フクロウ	コノハズク	絶滅危惧ⅠＢ類
	カワセミ	アカショウビン	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	クマタカ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	サシバ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	ハチクマ	絶滅危惧Ⅱ類
	ヨタカ	ヨタカ	絶滅危惧Ⅱ類
	チドリ	イカルチドリ	準絶滅危惧
	フクロウ	フクロウ	準絶滅危惧
淡水魚類	アカザ	アカザ	絶滅危惧ⅠＢ類
	ヤツメウナギ	スナヤツメ北方種	絶滅危惧ⅠＢ類
	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種	絶滅危惧ⅠＢ類
	カジカ	カジカ	絶滅危惧ⅠＢ類
	ドジョウ	トウカイナガレホトケドジョウ	絶滅危惧ⅠＢ類
	サケ	アマゴ（サツキマス）	絶滅危惧Ⅱ類
	コイ	カワムツ	分布上注目種等
	ドジョウ	ニシシマドジョウ	分布上注目種等
昆虫類	セセリチョウ	ヘリグロチャバネセセリ	絶滅危惧ⅠＡ類
	カワトンボ	ニホンカワトンボ	絶滅危惧ⅠＢ類
	タテハチョウ	ウラナミジャノメ	絶滅危惧ⅠＢ類
	シジミチョウ	ウラナミアカシジミ	絶滅危惧Ⅱ類
	シジミチョウ	クロシジミ	絶滅危惧Ⅱ類
	シジミチョウ	クロツバメシジミ	絶滅危惧Ⅱ類
	シジミチョウ	ミヤマシジミ	絶滅危惧Ⅱ類
	アゲハチョウ	ギフチョウ	絶滅危惧Ⅱ類
	カワトンボ	アオハダトンボ	準絶滅危惧
	タテハチョウ	ホシミスジ	準絶滅危惧
	タテハチョウ	ウラジャノメ	準絶滅危惧
	コガネムシ	オオチャイロハナムグリ	情報不足
	ジャノメチョウ	クロヒカゲモドキ	分布上注目種等
	セセリチョウ	オオチャバネセセリ	分布上注目種等
	タテハチョウ	コムラサキ*	分布上注目種等
	タテハチョウ	オオミスジ	分布上注目種等
	シジミチョウ	フジミドリシジミ	部会注目種
	タテハチョウ	オオムラサキ	部会注目種
陸・淡水産貝類	キセルガイ	ハウライジギセル	絶滅危惧ⅠＢ類
	オナジマイマイ	マイマイ属の一種	絶滅危惧Ⅱ類
	オナジマイマイ	ミヤマヒダリマキマイマイ	準絶滅危惧
	ベッコウマイマイ	カサネシタラガイ	準絶滅危惧

注意事項

本表は、静岡県版レッドデータブック作成に係る調査において確認された種の一覧であり、ここに示した種以外の存在を否定するものではない。

別紙1（希少動植物の保護に関するマニュアル）

希少動植物生息一覧（龍山サイト）
【静岡県版レッドデータブック掲載種確認一覧表】

場 所 : 旧龍山村
確 認 種 数 : 62種

令和元年10月

分類群	科名	種名	カテゴリー
植物	ラン	ガンゼキラン	絶滅危惧ⅠA類
	ラン	イワチドリ	絶滅危惧ⅠA類
	イネ	ミギトダシバ	絶滅危惧Ⅱ類
	ウマノスズクサ	カギガタアオイ	絶滅危惧Ⅱ類
	ツツジ	カイナンサラサドウダン	絶滅危惧Ⅱ類
	マツバラン	マツバラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	クマガイソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ナギラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ハルザキヤツシロラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	フウラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	マツラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ウチョウラン	絶滅危惧Ⅱ類
	キク	イズハハコ	準絶滅危惧
	キク	ワタムキアザミ	準絶滅危惧
	シソ	タチキランソウ	準絶滅危惧
	ベンケイソウ	ツメレンゲ	準絶滅危惧
	ボタン	ヤマシャクヤク	準絶滅危惧
	ユキノシタ	キバナハナネコノメ	準絶滅危惧
	ラン	セッコク	準絶滅危惧
	ラン	マメヅタラン	準絶滅危惧
	ラン	ミヤマムギラン	準絶滅危惧
	ラン	ムギラン	準絶滅危惧
	ウマノスズクサ	デンリュウカンアオイ	情報不足
	アカネ	ヒロハコンロンカ	分布上注目種等
	ユキノシタ	ミカワチャルメルソウ	分布上注目種等
	ウラボシ	アオネカズラ	部会注目種
	キンボウゲ	キクザキイチゲ	部会注目種
	クスノキ	バリバリノキ	部会注目種
	コケシノブ	チチブホラゴケ	部会注目種
	ユリ	アマナ	部会注目種
	ユリ	カタクリ	部会注目種
	ラン	アオフタバラン	部会注目種
	ラン	アケボノシュスラン	部会注目種
	ラン	ヒトツボクロ	部会注目種
	ラン	ベニシュスラン	部会注目種
哺乳類	オナガザル	ニホンザル（熱海、伊豆地域の個体群）	絶滅のおそれのある地域個体群
	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ	準絶滅危惧
	リス	ニホンモモンガ	情報不足
	リス	ニホンリス	部会注目種
鳥類	ブッポウソウ	ブッポウソウ	絶滅危惧ⅠA類
	カワセミ	ヤマセミ	絶滅危惧ⅠB類
	サギ	ミゾゴイ	絶滅危惧ⅠB類
	カワセミ	アカショウビン	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	クマタカ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	サシバ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	ハチクマ	絶滅危惧Ⅱ類
	ヨタカ	ヨタカ	絶滅危惧Ⅱ類
	フクロウ	フクロウ	準絶滅危惧
淡水魚類	アカザ	アカザ	絶滅危惧ⅠB類
	サケ	アマゴ（サツキマス）	絶滅危惧Ⅱ類
	コイ	カワムツ	分布上注目種等

分類群	科名	種名	カテゴリー
昆虫類	シジミチョウ	クロツバメシジミ	絶滅危惧Ⅱ類
	タテハチョウ	ウラナミジャノメ	絶滅危惧Ⅱ類
	コガネムシ	ヒゲコガネ	準絶滅危惧
	タテハチョウ	ホシミスジ	準絶滅危惧
	ジャノメチョウ	クロヒカゲモドキ	分布上注目種等
	タテハチョウ	コムラサキ*	分布上注目種等
	タテハチョウ	オオムラサキ	部会注目種
陸・淡水産貝類	キセルガイ	ホウライジギセル	絶滅危惧ⅠB類
	オナジマイマイ	ミヤマヒダリマキマイマイ	準絶滅危惧
	キセルガイ	オクガタギセル	準絶滅危惧
	ホソアシヒダナメ	イボイボナメクジ	情報不足

注意事項

本表は、静岡県版レッドデータブック作成に係る調査において確認された種の一覧であり、ここに示した種以外の存在を否定するものではない。

別紙1（希少動植物の保護に関するマニュアル）

希少動植物生息一覧（天竜サイト）
【静岡県版レッドデータブック掲載種確認一覧表】

場 所：旧天竜市

確認種数：192種

令和元年10月

分類群	科名	種名	カテゴリー
植物	ラン	ガンゼキラン	絶滅危惧ⅠA類
	オトギリソウ	アゼオトギリ	絶滅危惧ⅠB類
	カヤツリグサ	ミカワシンジュガヤ	絶滅危惧ⅠB類
	ホシクサ	クロホシクサ	絶滅危惧ⅠB類
	ラン	ナヨテンマ	絶滅危惧ⅠB類
	ラン	ヤクシマアカシユスラン	絶滅危惧ⅠB類
	アヤメ	カキツバタ	絶滅危惧Ⅱ類
	イネ	ウンヌケ	絶滅危惧Ⅱ類
	イネ	ウンヌケモドキ	絶滅危惧Ⅱ類
	イネ	ミギワトダシバ	絶滅危惧Ⅱ類
	ウマノスズクサ	カギガタアオイ	絶滅危惧Ⅱ類
	カヤツリグサ	カガシラ	絶滅危惧Ⅱ類
	キキョウ	キキョウ	絶滅危惧Ⅱ類
	キク	アキノハハコグサ	絶滅危惧Ⅱ類
	キク	シブカワシロギク	絶滅危惧Ⅱ類
	キンボウゲ	カザグルマ	絶滅危惧Ⅱ類
	ハマウツボ	イズコゴメグサ	絶滅危惧Ⅱ類
	シソ	シマジタムラソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	タヌキモ	イヌタヌキモ	絶滅危惧Ⅱ類
	タヌキモ	ノタヌキモ	絶滅危惧Ⅱ類
	タヌキモ	ムラサキミミカキグサ	絶滅危惧Ⅱ類
	ツツジ	カイナンサラサドウダン	絶滅危惧Ⅱ類
	トチカガミ	スブタ	絶滅危惧Ⅱ類
	ヒメハギ	ヒナノカンザシ	絶滅危惧Ⅱ類
	ホシクサ	シラタマホシクサ	絶滅危惧Ⅱ類
	マツバラン	マツバラン	絶滅危惧Ⅱ類
	マンサク	コウヤミズキ	絶滅危惧Ⅱ類
	ミズニラ	ミズニラ	絶滅危惧Ⅱ類
	モウセンゴケ	イシモチソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ユリ	キバナノアマナ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ウチョウラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	クマガイソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	サギソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ナギラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ナツエビネ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ハルザキヤツシロラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	フウラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ミズトンボ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ムカデラン	絶滅危惧Ⅱ類
	キョウチクトウ	スズサイコ	準絶滅危惧
	カバノキ	サクラバハハンノキ	準絶滅危惧
	キク	イズハハコ	準絶滅危惧
	キク	ワタムキアザミ	準絶滅危惧
	ハマウツボ	オオヒキヨモギ	準絶滅危惧
	シソ	タチキランソウ	準絶滅危惧
	ジュンサイ	ジュンサイ	準絶滅危惧
	ツツジ	シブカワツツジ	準絶滅危惧
	ハイノキ	クロミノニシゴリ	準絶滅危惧
	ベンケイソウ	ツメレンゲ	準絶滅危惧
	ボタン	ヤマシャクヤク	準絶滅危惧
	ユキノシタ	キバナハナネコノメ	準絶滅危惧
	タコノアシ	タコノアシ	準絶滅危惧
	キキョウ	サワギキョウ	準絶滅危惧
	ラン	エビネ	準絶滅危惧
	ラン	キンラン	準絶滅危惧

分類群	科名	種名	カテゴリー
	ラン	クロヤツシロラン	準絶滅危惧
	ラン	シラン	準絶滅危惧
	ラン	セッコク	準絶滅危惧
	ラン	タシロラン	準絶滅危惧
	ラン	マメヅタラン	準絶滅危惧
	ラン	ミヤマムギラン	準絶滅危惧
	ラン	ムギラン	準絶滅危惧
	リンドウ	イヌセンブリ	準絶滅危惧
	ウマノスズクサ	テンリュウカンアオイ	情報不足
	アカネ	ヒロハコンロンカ	分布上注目種等
	キキョウ	シブカワニンジン	分布上注目種等
	ユキノシタ	ミカワチャルメルソウ	分布上注目種等
	アカネ	イナモリソウ	部会注目種
	イネ	コウヤザサ	部会注目種
	ウラボシ	アオネカズラ	部会注目種
	オシダ	ヌカイタチシダモドキ	部会注目種
	カヤツリグサ	コマツカサススキ	部会注目種
	カヤツリグサ	ヤマアゼスゲ	部会注目種
	キンボウゲ	キクザキイチゲ	部会注目種
	ヒナノシャクジ	ヒナノシャクジョウ	部会注目種
	ユリ	アマナ	部会注目種
	ユリ	カタクリ	部会注目種
	ラン	アオフタバラン	部会注目種
	ラン	アケボノシュスラン	部会注目種
	ラン	ヒトツボクロ	部会注目種
	ラン	ベニシュスラン	部会注目種
哺乳類	オナガザル	ニホンザル（熱海、伊豆地域の個体群）	絶滅のおそれのある地域個体群
	キクガシラコウ	キクガシラコウモリ	準絶滅危惧
	キクガシラコウ	コキクガシラコウモリ	準絶滅危惧
	リス	ムササビ	準絶滅危惧
	リス	ニホンモモンガ	情報不足
	リス	ニホンリス	部会注目種
鳥類	カモメ	コアジサシ	絶滅危惧ⅠB類
	カワセミ	ヤマセミ	絶滅危惧ⅠB類
	サギ	ミゾゴイ	絶滅危惧ⅠB類
	サンショウクイ	サンショウクイ	絶滅危惧ⅠB類
	タカ	オジロワシ	絶滅危惧ⅠB類
	カモ	トモエガモ	絶滅危惧Ⅱ類
	カワセミ	アカショウビン	絶滅危惧Ⅱ類
	クイナ	ヒクイナ	絶滅危惧Ⅱ類
	シギ	タカブシギ	絶滅危惧Ⅱ類
	シギ	ホウロクシギ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	クマタカ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	サシバ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	ハイタカ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	ハチクマ	絶滅危惧Ⅱ類
	チドリ	シロチドリ	絶滅危惧Ⅱ類
	ハヤブサ	ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類
	フクロウ	アオバズク	絶滅危惧Ⅱ類
	ヨタカ	ヨタカ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	オオタカ	準絶滅危惧
	カササギヒタキ	サンコウチョウ	準絶滅危惧
	キジ	ヤマドリ	準絶滅危惧
	クイナ	クイナ	準絶滅危惧
	セイタカシギ	セイタカシギ	準絶滅危惧
	チドリ	イカルチドリ	準絶滅危惧
	チドリ	タゲリ	準絶滅危惧
	ツバメ	コシアカツバメ	準絶滅危惧
	フクロウ	フクロウ	準絶滅危惧
	ホオジロ	ミヤマホオジロ	準絶滅危惧
	タカ	ハイイロチュウヒ	分布上注目種等
	ミサゴ	ミサゴ	部会注目種
	ハヤブサ	コチョウゲンボウ	部会注目種

分類群	科名	種名	カテゴリー
爬虫類	トカゲ	ヒガシニホントカゲ	分布上注目種等
両生類	アカガエル	ナゴヤダルマガエル	絶滅危惧ⅠA類
	アオガエル	モリアオガエル	準絶滅危惧
	アカガエル	トノサマガエル	準絶滅危惧
	ヒキガエル	アズマヒキガエル	部会注目種
淡水魚類	アカザ	アカザ	絶滅危惧ⅠB類
	ドジョウ	トウカイコガタスジシマドジョウ	絶滅危惧ⅠB類
	ヤツメウナギ	スナヤツメ北方種	絶滅危惧ⅠB類
	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種	絶滅危惧ⅠB類
	ドジョウ	ホトケドジョウ	絶滅危惧ⅠB類
	ドジョウ	トウカイナガレホトケドジョウ	絶滅危惧ⅠB類
	カジカ	ウツセミカジカ	絶滅危惧Ⅱ類
	サケ	アマゴ（サツキマス）	絶滅危惧Ⅱ類
	メダカ	ミナミメダカ	絶滅危惧Ⅱ類
	コイ	カワムツ	分布上注目種等
	ドジョウ	ニシシマドジョウ	分布上注目種等
昆虫類	シジミチョウ	シルビアシジミ	絶滅
	イトトンボ	オオイトトンボ	絶滅危惧ⅠA類
	タテハチョウ	ヒメヒカゲ	絶滅危惧ⅠA類
	トンボ	オオキトンボ	絶滅危惧ⅠA類
	トンボ	キトンボ	絶滅危惧ⅠA類
	モノサシトンボ	グンバイトンボ	絶滅危惧ⅠA類
	トンボ	ハッチョウトンボ	絶滅危惧ⅠB類
	エゾトンボ	トラフトンボ	絶滅危惧ⅠB類
	サナエトンボ	キイロサナエ	絶滅危惧ⅠB類
	サナエトンボ	フタスジサナエ	絶滅危惧ⅠB類
	ゲンゴロウ	ゲンゴロウ	絶滅危惧ⅠB類
	タテハチョウ	ウラナミジャノメ	絶滅危惧ⅠB類
	イトトンボ	モートンイトトンボ	絶滅危惧Ⅱ類
	サナエトンボ	タベサナエ	絶滅危惧Ⅱ類
	シジミチョウ	ウラナミアカシジミ	絶滅危惧Ⅱ類
	シジミチョウ	クロシジミ	絶滅危惧Ⅱ類
	シジミチョウ	ミヤマシジミ	絶滅危惧Ⅱ類
	シロチョウ	ヒメシロチョウ	絶滅危惧Ⅱ類
	アゲハチョウ	ギフチョウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ミズスマシ	ミズスマシ	絶滅危惧Ⅱ類
	トンボ	ヨツボシトンボ	準絶滅危惧
	ガムシ	ガムシ	準絶滅危惧
	ゴミムシダマシ	ヤマトオサムシダマシ	準絶滅危惧
	バッタ	カケガワフキバッタ	準絶滅危惧
	ハムシ	ガガブタネクイハムシ	準絶滅危惧
	ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ	準絶滅危惧
	コオロギ	クチナガコオロギ	準絶滅危惧
	タテハチョウ	ホシミスジ	準絶滅危惧
	コガネムシ	ヒゲコガネ	準絶滅危惧
	カミキリムシ	ケブカマルクビカミキリ	情報不足
	ゾウムシ	ババスゲヒメゾウムシ	情報不足
	ハムシ	ツヤネクイハムシ	情報不足
	ヒメドロムシ	アシナガミゾドロムシ	情報不足
	セセリチョウ	オオチャバネセセリ	分布上注目種等
	セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ	分布上注目種等
	タテハチョウ	クロヒカゲモドキ	分布上注目種等
	タテハチョウ	コムラサキ*	分布上注目種等
	コオイムシ	タガメ	部会注目種
	コオイムシ	コオイムシ	部会注目種
	カミキリムシ	アサカミキリ	部会注目種
	タテハチョウ	オオムラサキ	部会注目種
	バッタ	セグロイナゴ	部会注目種

分類群	科名	種名	カテゴリー
陸・淡水産貝類	イシガイ	マツカサガイ	絶滅危惧ⅠA類
	オナジマイマイ	オモイガケナマイマイ	絶滅危惧ⅠA類
	オナジマイマイ	ミカワマイマイ	絶滅危惧ⅠB類
	キセルガイ	ホウライジギセル	絶滅危惧ⅠB類
	ミズコハクガイ	ミズコハクガイ	絶滅危惧Ⅱ類
	オカモノアラガイ	ナガオカモノアラガイ	準絶滅危惧
	オナジマイマイ	ミヤマヒダリマキマイマイ	準絶滅危惧
	カワザンショウ	ホラアナゴマオカチグサ	準絶滅危惧
	キセルガイ	オクガタギセル	準絶滅危惧
	タニシ	マルタニシ	準絶滅危惧
	ヒラマキガイ	ヒラマキガイモドキ	準絶滅危惧
	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ	準絶滅危惧
	キバサナギガイ	ナタネキバサナギガイ	準絶滅危惧
	モノアラガイ	モノアラガイ	準絶滅危惧
	キバサナギガイ	クチマガリスナガイ	準絶滅危惧
	ホソアシヒダナメ	イボイボナメクジ	情報不足

注意事項

本表は、静岡県版レッドデータブック作成に係る調査において確認された種の一覧であり、ここに示した種以外の存在を否定するものではない。

別紙1（希少動植物の保護に関するマニュアル）

希少動植物生息一覧（引佐サイト）
【静岡県版レッドデータブック掲載種確認一覧表】

場 所 : 旧引佐町
確 認 種 数 : 217種

令和元年10月

分類群	科名	種名	カテゴリー
植物	ボタン	ベニバナヤマシャクヤク	絶滅危惧ⅠA類
	ユリ	ヒロハノアマナ	絶滅危惧ⅠA類
	キク	ヒメヒゴタイ	絶滅危惧ⅠB類
	オトギリソウ	アゼオトギリ	絶滅危惧ⅠB類
	キンボウゲ	オキナグサ	絶滅危惧ⅠB類
	セリ	フキヤミツバ	絶滅危惧ⅠB類
	ホシクサ	クロホシクサ	絶滅危惧ⅠB類
	ホンゴウソウ	ホンゴウソウ	絶滅危惧ⅠB類
	マメ	イヌハギ	絶滅危惧ⅠB類
	ムラサキ	ムラサキ	絶滅危惧ⅠB類
	アヤメ	カキツバタ	絶滅危惧Ⅱ類
	イネ	ウンヌケ	絶滅危惧Ⅱ類
	イネ	ウンヌケモドキ	絶滅危惧Ⅱ類
	イネ	ミギワトダシバ	絶滅危惧Ⅱ類
	トチカガミ	イトトリゲモ	絶滅危惧Ⅱ類
	ウマノスズクサ	イワタカンアオイ	絶滅危惧Ⅱ類
	カヤツリグサ	カガシラ	絶滅危惧Ⅱ類
	キキョウ	キキョウ	絶滅危惧Ⅱ類
	キク	アキノハハコグサ	絶滅危惧Ⅱ類
	キク	ウラギク	絶滅危惧Ⅱ類
	キク	シブカワシロギク	絶滅危惧Ⅱ類
	キンボウゲ	カザグルマ	絶滅危惧Ⅱ類
	ハマウツボ	イズコゴメグサ	絶滅危惧Ⅱ類
	シソ	シマジタムラソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	シソ	ヤマジソ	絶滅危惧Ⅱ類
	セリ	ミシマサイコ	絶滅危惧Ⅱ類
	タヌキモ	イヌタヌキモ	絶滅危惧Ⅱ類
	タヌキモ	ノタヌキモ	絶滅危惧Ⅱ類
	タヌキモ	ムラサキミミカキグサ	絶滅危惧Ⅱ類
	ツツジ	カインアンサラサドウダン	絶滅危惧Ⅱ類
	トチカガミ	スブタ	絶滅危惧Ⅱ類
	ヒメハギ	ヒナノカンザシ	絶滅危惧Ⅱ類
	ホシクサ	シラタマホシクサ	絶滅危惧Ⅱ類
	マツバラン	マツバラン	絶滅危惧Ⅱ類
	マンサク	コウヤミズキ	絶滅危惧Ⅱ類
	ミクリ	オオミクリ	絶滅危惧Ⅱ類
	ミズニラ	ミズニラ	絶滅危惧Ⅱ類
	モウセンゴケ	イシモチソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	スグリ	ヤブサンザシ	絶滅危惧Ⅱ類
	ユリ	キバナノアマナ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ウチョウラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	サギソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ナギラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ナツエビネ	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ハルザキヤツシロラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	フウラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	ミズトンボ	絶滅危惧Ⅱ類
	リンドウ	ムラサキセンブリ	絶滅危惧Ⅱ類
	キョウチクトウ	クサナギオゴケ	準絶滅危惧
	キョウチクトウ	スズサイコ	準絶滅危惧
	カバノキ	サクラバハンノキ	準絶滅危惧
	キク	イズハハコ	準絶滅危惧
	シソ	カリガネソウ	準絶滅危惧
	ハマウツボ	オオヒキヨモギ	準絶滅危惧

分類群	科名	種名	カテゴリー
	シソ	タチキランソウ	準絶滅危惧
	ジュンサイ	ジュンサイ	準絶滅危惧
	ツツジ	シブカワツツジ	準絶滅危惧
	ハイノキ	クロミノニシゴリ	準絶滅危惧
	ボタン	ヤマシャクヤク	準絶滅危惧
	ガマ	ナガエミクリ	準絶滅危惧
	ラン	エビネ	準絶滅危惧
	ラン	キンラン	準絶滅危惧
	ラン	クロヤツシロラン	準絶滅危惧
	ラン	シラン	準絶滅危惧
	ラン	セッコク	準絶滅危惧
	ラン	タシロラン	準絶滅危惧
	ラン	マメヅタラン	準絶滅危惧
	ラン	ミヤマムギラン	準絶滅危惧
	ラン	ムギラン	準絶滅危惧
	リンドウ	イヌセンブリ	準絶滅危惧
	キキョウ	サワギキョウ	準絶滅危惧
	オシダ	タカサゴシダ	分布上注目種等
	キキョウ	シブカワニンジン	分布上注目種等
	ユキノシタ	ミカワチャルメルソウ	分布上注目種等
	アカネ	イナモリソウ	部会注目種
	イネ	コウヤザサ	部会注目種
	オシダ	ツクシイワヘゴ	部会注目種
	オシダ	ヌカイタチシダモドキ	部会注目種
	カヤツリグサ	コマツカサススキ	部会注目種
	カヤツリグサ	ヤマアゼスゲ	部会注目種
	キンボウゲ	キクザキイチゲ	部会注目種
	シソ	ホナガタツナミソウ	部会注目種
	スイカズラ	ヤマヒョウタンボク	部会注目種
	ツゲ	ツゲ	部会注目種
	ツヅラフジ	ハスノハカズラ	部会注目種
	ヒナノシャクジ	ヒナノシャクジョウ	部会注目種
	ヒメシダ	テツホシダ	部会注目種
	ホングウシダ	エダウチホングウシダ	部会注目種
	ユリ	アマナ	部会注目種
	ユリ	カタクリ	部会注目種
	ラン	アオフタバラン	部会注目種
	ラン	アケボノシュスラン	部会注目種
	ラン	シュスラン	部会注目種
	ラン	ヒトツボクロ	部会注目種
	ラン	ヒメフタバラン	部会注目種
	ラン	ベニシュスラン	部会注目種
哺乳類	オナガザル	ニホンザル（熱海、伊豆地域の個体群）	絶滅のおそれのある地域個体群
	クマ	ツキノワグマ（富土地域の個体群）	絶滅のおそれのある地域個体群
	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ	準絶滅危惧
	キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ	準絶滅危惧
	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ	準絶滅危惧
	リス	ムササビ	準絶滅危惧
	リス	ニホンリス	部会注目種
	カモメ	コアジサシ	絶滅危惧ⅠB類
	サギ	ミゾゴイ	絶滅危惧ⅠB類
	サンショウクイ	サンショウクイ	絶滅危惧ⅠB類
	カワセミ	ヤマセミ	絶滅危惧ⅠB類
	カモ	トモエガモ	絶滅危惧Ⅱ類
	クイナ	ヒクイナ	絶滅危惧Ⅱ類
	シギ	タカブシギ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	クマタカ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	サシバ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	ハイタカ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	ハチクマ	絶滅危惧Ⅱ類
	タマシギ	タマシギ	絶滅危惧Ⅱ類
	チドリ	シロチドリ	絶滅危惧Ⅱ類

分類群	科名	種名	カテゴリー
鳥類	フクロウ	アオバズク	絶滅危惧Ⅱ類
	ヨタカ	ヨタカ	絶滅危惧Ⅱ類
	ツバメ	コシアカツバメ	絶滅危惧Ⅱ類
	タカ	オオタカ	準絶滅危惧
	カササギヒタキ	サンコウチョウ	準絶滅危惧
	カモ	ミコアイサ	準絶滅危惧
	キジ	ヤマドリ	準絶滅危惧
	キツツキ	アリスイ	準絶滅危惧
	クイナ	クイナ	準絶滅危惧
	セイタカシギ	セイタカシギ	準絶滅危惧
	チドリ	イカルチドリ	準絶滅危惧
	チドリ	タゲリ	準絶滅危惧
	フクロウ	フクロウ	準絶滅危惧
	ホオジロ	ミヤマホオジロ	準絶滅危惧
	シギ	ヤマシギ	情報不足
	ミサゴ	ミサゴ	部会注目種
爬虫類	スッポン	ニホンスッポン	情報不足
	イシガメ	クサガメ	部会注目種
両生類	アカガエル	ナゴヤダルマガエル	絶滅危惧ⅠA類
	アカガエル	ニホンアカガエル	絶滅危惧Ⅱ類
	アオガエル	モリアオガエル	準絶滅危惧
	アカガエル	トノサマガエル	準絶滅危惧
	ヒキガエル	アズマヒキガエル	部会注目種
淡水魚類	コイ	ヤリタナゴ	絶滅危惧ⅠA類
	アカザ	アカザ	絶滅危惧ⅠB類
	ドジョウ	トウカイコガタスジシマドジョウ	絶滅危惧ⅠB類
	ヤツメウナギ	スナヤツメ北方種	絶滅危惧ⅠB類
	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種	絶滅危惧ⅠB類
	ドジョウ	ホトケドジョウ	絶滅危惧ⅠB類
	ドジョウ	トウカイナガレホトケドジョウ	絶滅危惧ⅠB類
	カジカ	ウツセミカジカ	絶滅危惧Ⅱ類
	カジカ	アユカケ（カマキリ）	絶滅危惧Ⅱ類
	メダカ	ミナミメダカ	絶滅危惧Ⅱ類
	サヨリ	クルマサヨリ	情報不足
	コイ	カワムツ	分布上注目種等
	ドジョウ	ヒガシシマドジョウ	分布上注目種等
昆虫類	カワアナゴ	カワアナゴ	部会注目種
	シジミチョウ	シルビアシジミ	絶滅
	イトトンボ	オオイトトンボ	絶滅危惧ⅠA類
	イトトンボ	ヒヌマイトンボ	絶滅危惧ⅠA類
	エゾトンボ	キイロヤマトンボ	絶滅危惧ⅠA類
	タテハチョウ	ヒメヒカゲ	絶滅危惧ⅠA類
	トンボ	オオキトンボ	絶滅危惧ⅠA類
	トンボ	キトンボ	絶滅危惧ⅠA類
	モノサシトンボ	グンバイトンボ	絶滅危惧ⅠA類
	トンボ	ハッチョウトンボ	絶滅危惧ⅠB類
	エゾトンボ	トラフトンボ	絶滅危惧ⅠB類
	サナエトンボ	キイロサナエ	絶滅危惧ⅠB類
	ゲンゴロウ	ゲンゴロウ	絶滅危惧ⅠB類
	タテハチョウ	ウラナミジャノメ	絶滅危惧ⅠB類
	イトトンボ	モートンイトトンボ	絶滅危惧Ⅱ類
	サナエトンボ	タベサナエ	絶滅危惧Ⅱ類
	アゲハチョウ	ギフチョウ	絶滅危惧Ⅱ類
	シジミチョウ	ウラナミアカシジミ	絶滅危惧Ⅱ類
	シジミチョウ	クロシジミ	絶滅危惧Ⅱ類
	シジミチョウ	ミヤマシジミ	絶滅危惧Ⅱ類
	ミズスマシ	ミズスマシ	絶滅危惧Ⅱ類
	ガムシ	ガムシ	準絶滅危惧
	ゴミムシダマシ	ヤマトオサムシダマシ	準絶滅危惧
	トンボ	ヨツボシトンボ	準絶滅危惧
	ハムシ	ガガブタネクイハムシ	準絶滅危惧
	ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ	準絶滅危惧

分類群	科名	種名	カテゴリー
	コガネムシ	ヒゲコガネ	準絶滅危惧
	シャチホコガ	カバイロシャチホコ	準絶滅危惧
	コオロギ	クチナガコオロギ	準絶滅危惧
	タテハチョウ	ホシミスジ	準絶滅危惧
	ゾウムシ	ババスゲヒメゾウムシ	情報不足
	ハムシ	ツヤネクイハムシ	情報不足
	ヒメドロムシ	アシナガミゾドロムシ	情報不足
	カミキリムシ	ケブカマルクビカミキリ	情報不足
	オサムシ	リュウガシメクラチビゴミムシ	現状不明
	セセリチョウ	オオチャバネセセリ	分布上注目種等
	セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ	分布上注目種等
	タテハチョウ	コムラサキ*	分布上注目種等
	タテハチョウ	クロヒカゲモドキ	分布上注目種等
	コオイムシ	タガメ	部会注目種
	コオイムシ	コオイムシ	部会注目種
	ホタル	ヘイケボタル	部会注目種
	バッタ	セグロイナゴ	部会注目種
陸・淡水産貝類	イシガイ	マツカサガイ	絶滅危惧ⅠA類
	オナジマイマイ	オモイガケナマイマイ	絶滅危惧ⅠA類
	オナジマイマイ	ミカワマイマイ	絶滅危惧ⅠB類
	キセルガイ	ハウライジギセル	絶滅危惧ⅠB類
	ミズコハクガイ	ミズコハクガイ	絶滅危惧Ⅱ類
	キバサナギガイ	キバサナギガイ	絶滅危惧Ⅱ類
	イシガイ	イシガイ	準絶滅危惧
	カワザンショウ	ヨシダカワザンショウガイ	準絶滅危惧
	キバサナギガイ	ナタネキバサナギガイ	準絶滅危惧
	オカモノアラガイ	ナガオカモノアラガイ	準絶滅危惧
	オナジマイマイ	イシマキシロマイマイ	準絶滅危惧
	カワザンショウ	ホラアナゴマオカチグサ	準絶滅危惧
	タニシ	オオタニシ	準絶滅危惧
	タニシ	マルタニシ	準絶滅危惧
	ナタネガイモドキ	ナタネガイモドキ	準絶滅危惧
	ヒラマキガイ	ヒラマキガイモドキ	準絶滅危惧
	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ	準絶滅危惧
	モノアラガイ	モノアラガイ	準絶滅危惧
	キバサナギガイ	クチマガリスナガイ	準絶滅危惧
	ホソアシヒダナメ	イボイボナメクジ	情報不足
	ナンバンマイマイ	ミニビロウドマイマイ	情報不足
	ヤマタニシ	トウカイヤマトガイ	情報不足

注意事項

本表は、静岡県版レッドデータブック作成に係る調査において確認された種の一覧であり、ここに示した種以外の存在を否定するものではない。

別紙 2 (希少動植物の保護に関するマニュアル)

希少動植物の生息確認調査票

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ
FM 認証管理責任者 様

サイト管理責任者
氏名

希少動植物を発見したので下記のとおり報告します。

項目	内容
発見日	年 月 日
発見の場所	サイト名 : 小林班番号 :
希少動植物名	
発見後の対応	

添付書類：発見した場所の地図（森林計画図）
希少動植物の様子がわかる写真

参考資料 3

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ

森林管理計画書「4-2 伐採と収穫」関係

選木マニュアル

1 趣旨

森林管理計画書「4-2 伐採と収穫」に基づき、先人の卓越した技術の伝承を目的とするとともに、森林・林業ビジョンの目標の1つである「持続可能な森林経営・管理」（【森林】の視点）の実現を目指し、「育てる林業」から「売る林業」への進化の実現や林業技術者の育成のため、間伐作業における選木マニュアルを次のとおり定める。

2 間伐と選木方法

(1) 間伐

間伐は、次のことを目的に行う間引き作業である。

- ・ 過密となった森林を適正な密度で、健全な森林に導く
- ・ 利用できる大きさに達した立木を徐々に収穫する

(2) 林分構成木

間伐を行う際、同齢林の場合、まず林分構成木を見分ける必要があり、これには、優勢木、準優勢木、介在木、劣勢木がある。

- ・ 優勢木 : 相対的に樹高が大きく、樹冠が発達し、陽光をよく受けており競争力が最も高い。
- ・ 準優勢木 : 樹冠位置は優勢木とほぼ同じ位置にあるが、側方からの陽光はやや少なく樹冠の発達は優勢木よりもやや劣る。
- ・ 介在木 : 樹冠位置は優勢木、準優勢木と同じく上層にあるが、側方からの陽光は少なく、樹冠および幹ともに細長い。
- ・ 劣勢木 : 樹冠の位置が低く、上方からも側方からも陽光は制限され、成長は劣っている。

(3) 選木に伴う間伐の種類

間伐の種類	間伐する木（選木対象木）	備考
下層間伐（普通間伐）	準優勢木、介在木、劣勢木	準優勢木以下を中心に伐採して間引く間伐（将来収益性重視型）
上層間伐（樹冠間伐）	優勢木	優勢木を中心に伐採して間引く間伐

		(当間伐の収益性重視型)
優勢木間伐	優勢木、劣勢木	優勢木を中心に伐採して間引く間伐 (上層間伐に順ずる)
自由間伐	優勢木、準優勢木、介在木、劣勢木	これらのいずれかを併せて行う間伐 (下層間伐と上層間伐中間型)
機械的間伐(列状間伐等)	機械的に選木	列状等、機械的に選木する方法 (コスト重視型)

(4) 選木方法

間伐は、材を利用する場合と利用を伴わない場合の大きく二つに分けられ、次のとおりの選木方法とする。

① 材の利用を伴わない場合

基本的に下層間伐とし、林分構成木を見分けつつ、次の点を考慮し慎重に選木する。環境に配慮し、安全上、支障のない枯死木はできるだけ残す。

ア) 下記については、基本的に伐採の対象として選木する

- ・ 病虫害、獣害、風害等の被害木
- ・ 木肌における傷や腐り木
- ・ 根曲がりや樹幹の曲がり木
- ・ ねじれや二股等の異型木
- ・ 優勢木に接近している劣勢木
- ・ 年輪が広いあばれ木

イ) 準優勢木、介在木については、周辺の木との間隔や樹冠の広がり方等、間伐後をイメージしながら選木する。

ウ) 間伐率は、間伐前の立木密度を考慮しながら、概ね35%を上限とし一度に強度の間伐をすることはできるだけ避ける。

② 材を利用する場合

林分構成木を見分けつつ、次の点を考慮し慎重に選木する。環境に配慮し、安全上、支障のない枯死木はできるだけ残す。

ア) 長期計画に基づいた経済性、木材価格、コスト、作業方法、地形、環境的配慮等を勘案し、間伐の種類、間伐率を決定する。

イ) 機械的間伐以外の間伐を行う場合、①のア)については選木の対象とする。また、その他の木については、残存木の配置に配慮しつつ選木を行う。

ウ) 上層間伐や優勢木間伐を選択した場合、風倒害に留意する。また、これらの間伐を強度に行った場合、その後の林分成長が低下することに、注意

する。

エ) 枝打ち材等の高付加価値材については、生産目標に応じた経済性の高い径級から選木する。

参考資料 4

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ

森林管理計画書「4－2 伐採と収穫」関係

効率的な伐採・造材マニュアル

1 趣旨

森林管理計画書「4－2 伐採と収穫」に基づき、伐採時の端材の最小化を目的とするとともに、森林・林業ビジョンの目標の1つである「持続可能な森林経営・管理」（【森林】の視点）の実現を目指し、「育てる林業」から「売る林業」への進化の実現や低コスト林業の推進、伐採時の端材最少化のため、伐採・造材マニュアルを次のとおり定める。

2 伐採方法

本地域では、木材生産の経費を下げるため、林道や作業道等の基盤整備をはじめ、高性能林業機械の導入を推進してきた。これにより、伐採方法については、今までチェーンソーでの伐倒が中心だったが、ハーベスタによる施業が導入され始めた。ただ、地形が急峻であり、高性能林業機械の導入は、全国に比べると進んでいるとは言えない。

今後、高性能林業機械の導入推進による効率的な伐採を進める。

3 造材方法

造材方法については、高性能林業機械の導入により、ハーベスタ・プロセッサによる施業が普及してきた。

また、現在、販売先も変化し、県内外の大型合板工場への直送も行われているため、直材のみでなくある程度の曲がり材も商品として扱われるようになった。

今後、高性能林業機械の導入推進による効率的な造材を進めるとともに、木材市場や大型合板工場における単価を考慮し、従来の4 m・6 mに加え、曲がり材の2 m等も選択肢に入れた、端材のなるべく出ない造材を推進する。

参考資料 5

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ

森林管理計画書「6－3 安全管理」関係

森林ボランティア等推進方針

1 趣旨

森林管理計画書「6－3 安全管理」に基づき、森林・林業ビジョンの目標の1つである「森林とふれあう市民の快適生活」（【市民】の視点）の実現を目指し、市民一人ひとりの森林経営・管理への参加を推進するため、森林ボランティアに関する推進方針を次のとおり定める。

2 現状

森林ボランティア活動は、実際の森林で森林や木々を、見て、触れて、感じ、発見することで、森林の有する多面的機能や木材利用に対する理解と関心を深める有効な方法である。

森林ボランティア活動や森林・林業の体験を伴った都市と山村の交流が様々な主体により行われ、それに参加する市民が増えているが、参加者は限定的なのが現状である。

3 方針

森林ボランティアは、市民が森林とのふれあいを通じて森林への理解や関心を高めるための推進役として活躍することが期待される。

特に、里山の竹林等、経済性の低い森林、生態系などの保全を図る必要がある森林、広く市民が利用するレクリエーション空間としての森林等は、森林ボランティアが積極的に森林経営・管理に参加することが期待される。

このため、現在、県、市が実施している各種イベントや講座（市出前講座やCSR活動のための市有林の開放、森づくり県民大作戦、しずおか未来の森サポーター制度等）の充実・推進を図り、森林ボランティアの育成・発掘を進めるとともに、市有林等を活用し、森林ボランティアと行政との連携を深め、森林とふれあう市民の快適生活の実現を目指す。

参考資料 6

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ

森林管理計画書「6－5 化学物質処理」関係

化学物質取扱マニュアル

森林管理計画書「6－5 化学物質処理」に基づき、化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）の使用にあたっては、次のとおりとする。

1 FM 認証管理責任者

- (1) サイト管理責任者からの報告を整理、記録する。
- (2) 使用についての疑義を調査する。

2 サイト管理責任者

(1) 化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）使用基準

- ・ 原則として使用しないこととするが、やむを得ず使用する場合は、次のとおりとする
- ・ 使用する場合にあっては、いかなる場合でも生態系に何らかの影響を及ぼすことを心得ること

《忌避剤》

- 野生鳥獣による植林後の苗木における食害等に対し、化学物質によらなければ保護ができないと判断した場合

《育苗における薬剤》

- 植栽苗の生育が明らかに劣っていて、天然性肥料の使用では経済的育林が不可能である場合
- 植栽木が病虫獣害等により、化学物質によらなければ樹勢が回復しないと判断した場合

《全体》

- 次の事項を場所の条件とする。
 - 使用しようとする場所が水道水源に影響がない場所
 - 希少動植物が確認されていない場所

(2) やむを得ず化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）を使用する場合

- ・ FM 認証管理責任者に別紙 1「化学物質使用報告書（忌避剤・育苗における薬剤等）」を提出する
- ・ 化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）の基準量を遵守すること

- 化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）を使用する際は、取扱説明書等を遵守し、ゴーグルや手袋の着用等により人体への影響を配慮する。
- 粒状物質を使用する場合は、他の林分や河川等への直接流出がないように工夫すること
- 使用後において使用した原因が改善しているかどうか確認すること
- 追加の使用及び翌年度の使用においても手順は同じものとする
- 万一、化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）を使用して生態系に対する重大な影響を確認した場合は、FM 認証管理責任者に別紙2「化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）に関する生態系影響報告書」により報告し、対応を検討する

化学物質使用報告書 (忌避剤)

天竜林材業振興協議会 FM認証グループ
FM認証管理責任者 様

サイト管理責任者
氏名

サイト名							
事業期間							
番 号	地 番		忌避剤の種類	樹 種	林 齢	面 積	実施日 (散布日)
	所有者名						
	住 所		林 小 班	林 班	準 林 班	小 班	使用量(ℓ)
番 号	地 番		忌避剤の種類	樹 種	林 齢	面 積	実施日 (散布日)
	所有者名						
	住 所		林 小 班	林 班	準 林 班	小 班	使用量(ℓ)
番 号	地 番		忌避剤の種類	樹 種	林 齢	面 積	実施日 (散布日)
	所有者名						
	住 所		林 小 班	林 班	準 林 班	小 班	使用量(ℓ)
番 号	地 番		忌避剤の種類	樹 種	林 齢	面 積	実施日 (散布日)
	所有者名						
	住 所		林 小 班	林 班	準 林 班	小 班	使用量(ℓ)
番 号	地 番		忌避剤の種類	樹 種	林 齢	面 積	実施日 (散布日)
	所有者名						
	住 所		林 小 班	林 班	準 林 班	小 班	使用量(ℓ)

添付書類：使用した場所の地図（森林計画図）

合計使用量(ℓ)

使用の理由

化学物質使用報告書 (育苗における薬剤等)

天竜林材業振興協議会 FM認証グループ
FM認証管理責任者 様

サイト管理責任者
氏名

サイト名							
事業期間							
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	植栽日
	所有者名						
	住 所		林 小 班	林 班	準 林 班	小 班	使用量(ℓ)
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	植栽日
	所有者名						
	住 所		林 小 班	林 班	準 林 班	小 班	使用量(ℓ)
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	植栽日
	所有者名						
	住 所		林 小 班	林 班	準 林 班	小 班	使用量(ℓ)
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	植栽日
	所有者名						
	住 所		林 小 班	林 班	準 林 班	小 班	使用量(ℓ)
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	植栽日
	所有者名						
	住 所		林 小 班	林 班	準 林 班	小 班	使用量(ℓ)

添付書類：使用した場所の地図（森林計画図）

合計使用量(ℓ)

使用の理由

別紙 2 (化学物質取扱マニュアル)

化学物質 (忌避剤・育苗における薬剤等) に関する生態系影響報告書

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ

FM 認証管理責任者 様

サイト管理責任者

氏名

化学物質 (忌避剤・育苗における薬剤等) の使用により生態系への影響が確認されましたので、下記のとおり報告します。

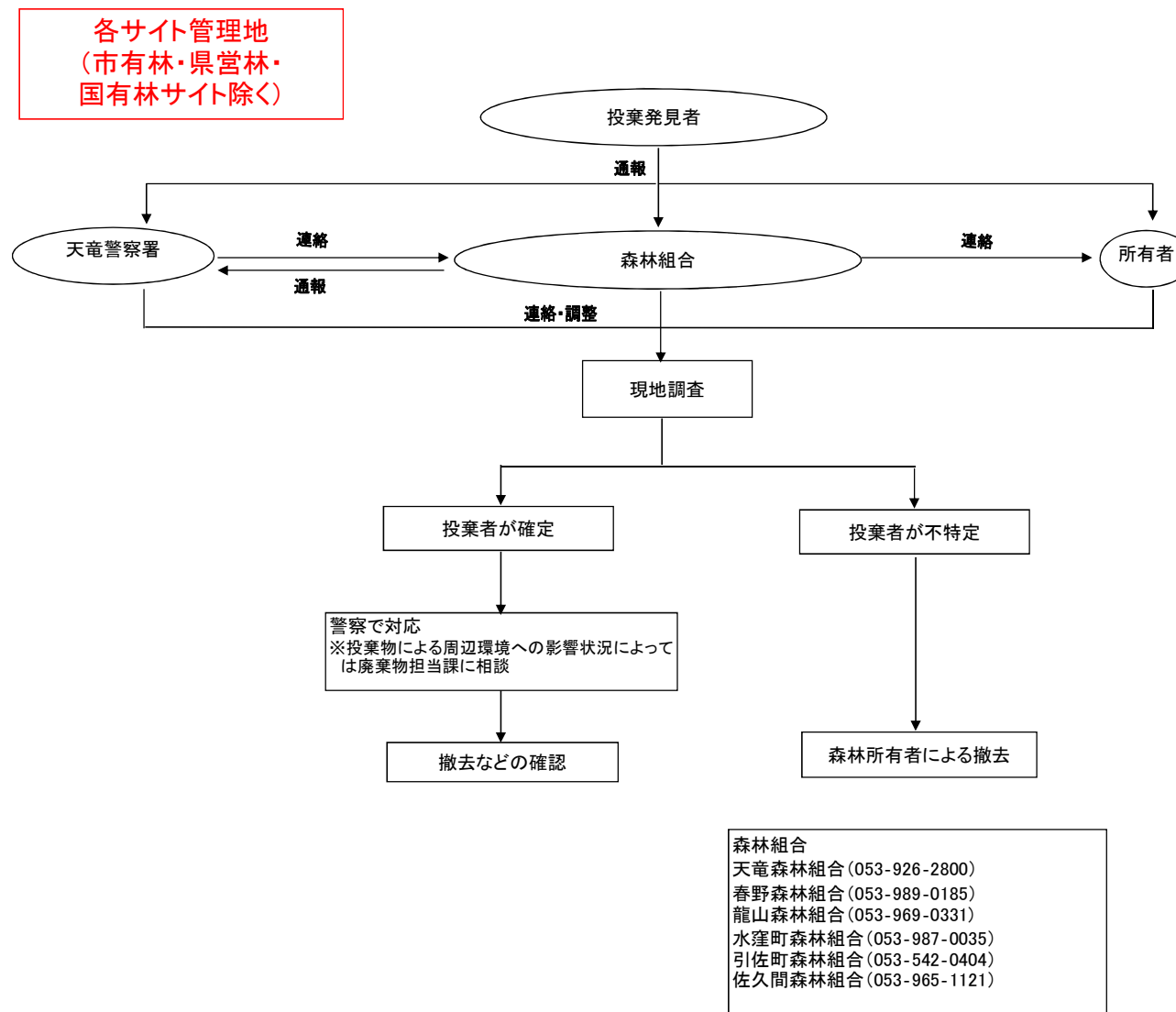
記

項目	内容
化学物質使用日	年 月 日
使用場所	サイト名 : 小林班番号 :
使用の理由	
化学物質名	
確認された生態系への影響	
対応方法	

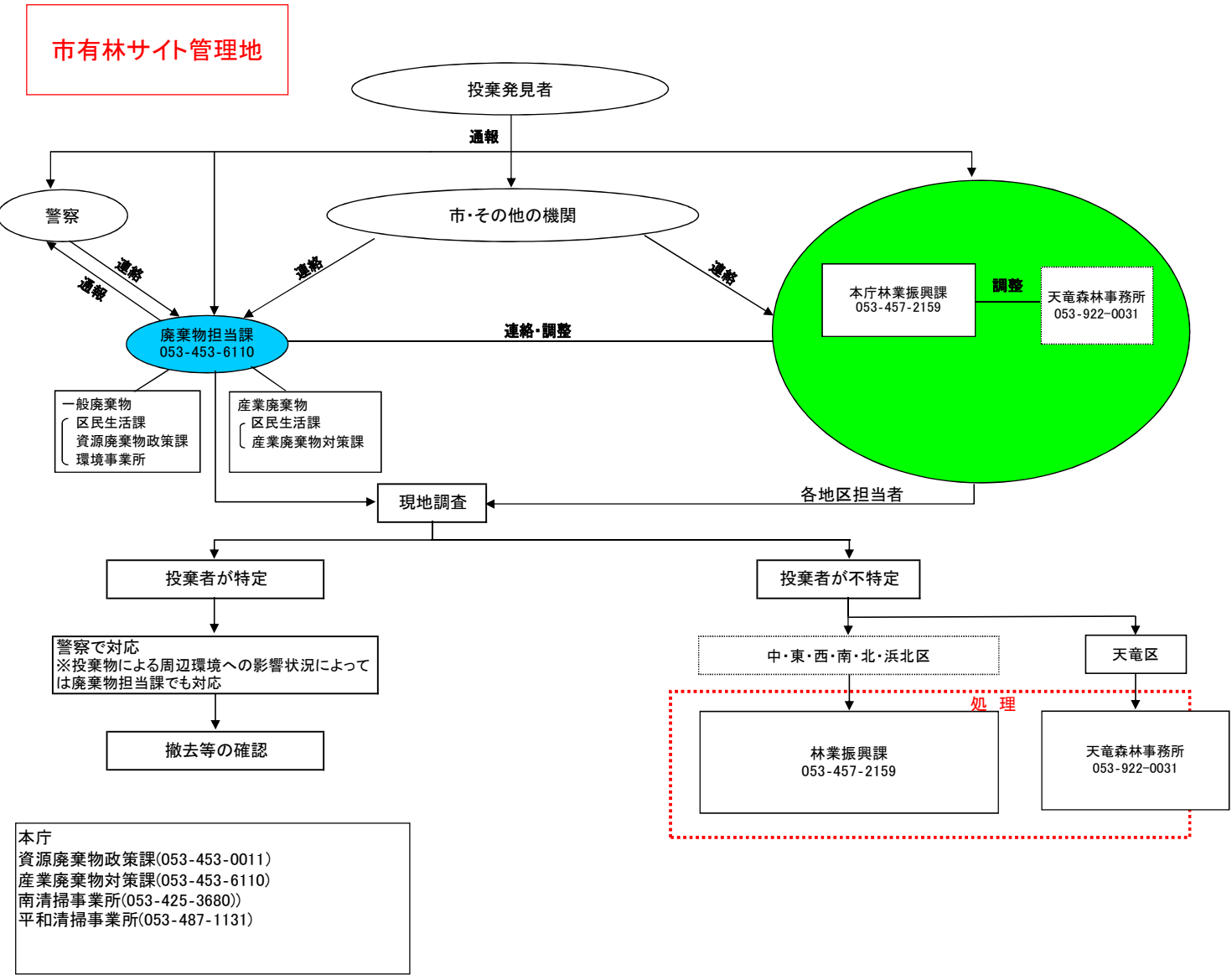
添付書類 : 使用した場所の地図 (森林計画図)

使用の様子がわかる写真

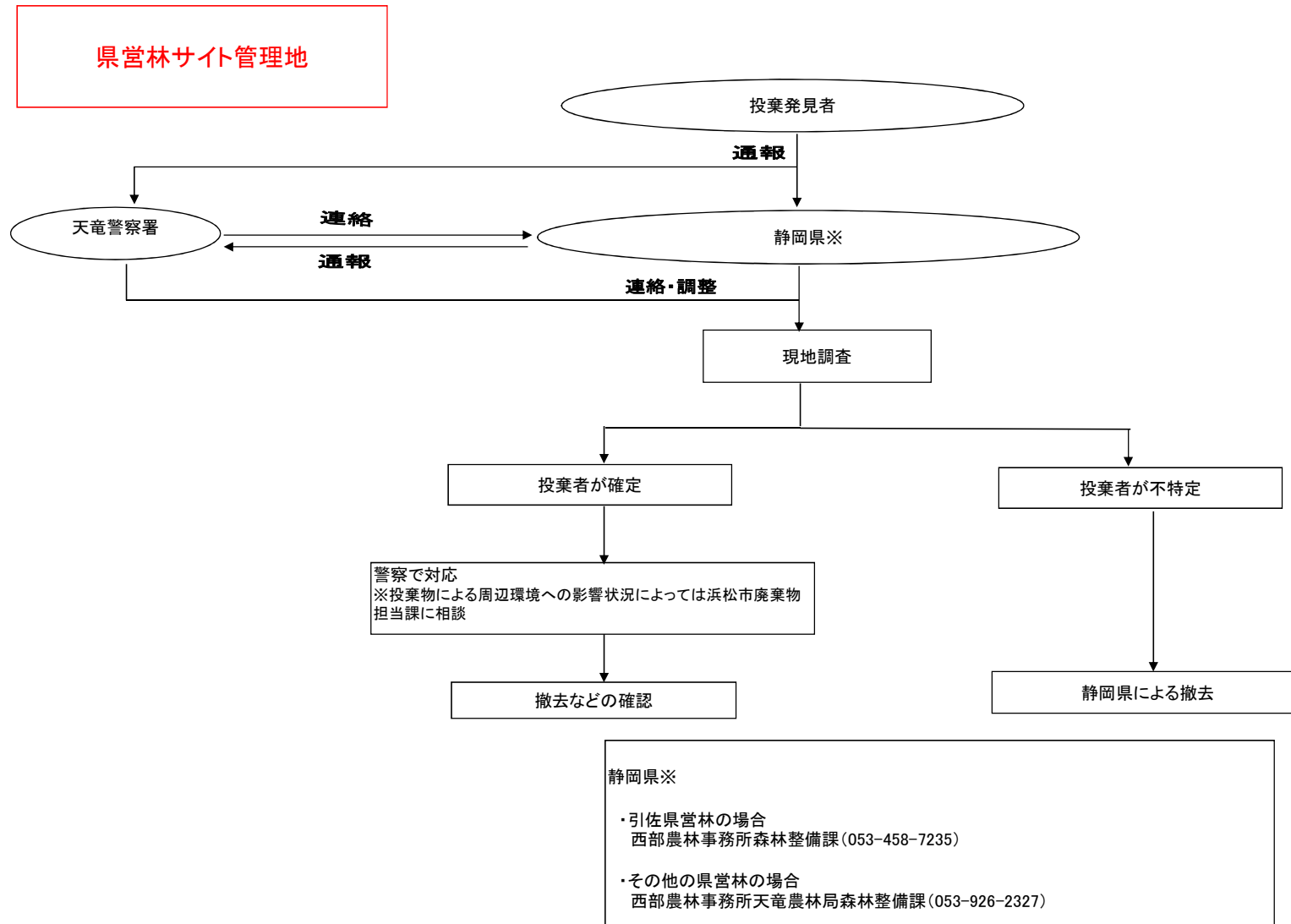
不法投棄処理フロー(各サイト、市有林・県営林・国有林サイト除く)



不法投棄処理フロー(市有林サイト)

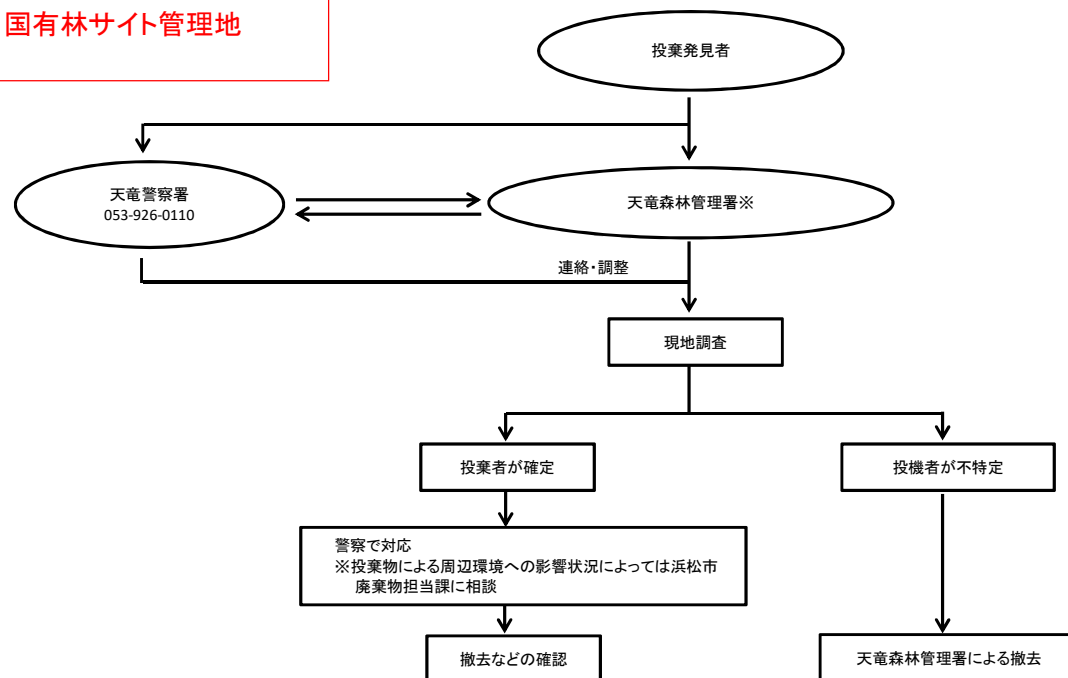


不法投棄処理フロー(県営林サイト)



不法投棄処理フロー(国有林サイト)

国有林サイト管理地



天竜森林管理署※

・瀬尻地区の場合

天竜森林管理署 (050-3160-5670)
(瀬尻森林事務所 (053-968-0372) に連絡のあった時は、署に連絡後に署から警察署に連絡)

・入地地区の場合

天竜森林管理署 (050-3160-5670)
(京丸森林事務所 (053-989-0047) に連絡のあった時は、署に連絡後に署から警察署に連絡)

参考資料 8

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ

森林管理計画書「9－5 廃棄物処理」関係

廃棄物処理マニュアル

1 趣旨

森林管理計画書「9－5 廃棄物処理」に基づき、森林・林業ビジョンの目標の1つである「持続可能な森林経営・管理」（【森林】の視点）の実現を目指し、適切な廃棄物の処理を実施するためのマニュアルを次のとおり定める。

2 廃棄物処理の基本方針

作業現場において発生する廃棄物については、林内に残さず、すべて事業所に持ち帰り、適切に処理すること。

3 廃棄物処理の方法

- (1) 廃棄物の処分方法は、区や地域によって異なるため、所在する区の分別収集カレンダーを確認の上、ルールに従って処分することとする。
- (2) 事業所に持ち帰った廃棄物について、分別収集カレンダーで確認できない事項に関しては、次の問い合わせ先で確認し、適切に処分することとする。

区や地域	問い合わせ先	電話番号
中区・東区・南区 西区(旧浜松地域) 北区(旧浜松地域)	資源廃棄物政策課	053-453-0011
西区(舞阪地域)	舞阪協働センター	053-592-8812
西区(雄踏地域)	西区役所 区民生活課	053-597-1115
北区(旧浜松地域除く)	引佐環境事業所	053-522-0646
浜北区	浜北環境事業所 (浜北清掃センター)	053-586-8686
天竜区	天竜環境事業所 (天竜ごみ処理工場)	053-983-2121

参考資料 9

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ

森林管理計画書「9-5 グループ関係者以外の認証材の取扱い」関係

FSC 認証材取扱マニュアル

森林管理計画書「9-5 グループ関係者以外の認証材の取扱い」に基づき、グループ関係者以外の者が当グループの FSC 森林認証材を取扱う場合については、次のとおりとする。

なお、本マニュアルにおける「立木売買」とは、所有権が森林所有者から契約した業者に移転したうえで素材生産を行うことを言い、「委託生産」とは、所有権が森林所有者から移転しないまま素材生産を行うことを言う。

1 当グループの認証林内で立木売買を行う場合

(1) 施業前

- ・ 契約業者は、立木売買契約書等に当グループの認証登録番号及び認証種類を記載し、その写しをサイト管理責任者に提出する
- ・ サイト管理責任者は、立木売買契約書等の内容から、当グループの認証林の有無や COC 認証取得の有無等を確認し、認証材として適正と認められた場合、「FSC 森林認証材証明書（立木売買用）（別紙 1）」を契約業者に交付することができる

(2) 施業後

- ・ 契約業者は、精算書（写）又は売上伝票（写）等を用い、FSC 森林認証材の出荷材積をサイト管理責任者に報告する
- ・ 契約業者は、「森林作業共通仕様書」に基づく「森林作業チェックリスト」をサイト管理責任者に提出する

2 当グループの認証林内で委託生産を行う場合

(1) 誓約書の提出

- ・ グループ関係者以外の者が、当グループの認証林内で委託生産を実施し、FSC 森林認証材として取扱う場合、本グループの目的に同意し、FM 認証管理責任者に「FSC 認証材取扱に関する遵守誓約書（別紙 3）」を提出すること

(2) 施業前

- ・ グループ関係者又は、委託請負業者は、請負契約書（写）等に当グループの認証登録番号及び認証種類を記載し、その写しをサイト管理責任者に

提出する

- ・ サイト管理責任者は、請負契約書等の内容から当グループの認証林の有無を確認し、認証材として適正と認められた場合、「FSC 森林認証材証明書（委託請負用）（別紙２）」をグループ関係者又は委託請負業者に交付することができる

（３）施業後

- ・ グループ関係者又は、委託請負業者は、精算書（写）又は、売上伝票（写）等を用い、FSC 森林認証材の出荷材積をサイト管理責任者に報告する
- ・ グループ関係者又は、委託請負業者は、「森林作業共通仕様書」に基づく「森林作業チェックリスト」をサイト管理責任者に提出する

年 月 日

天竜林材業振興協議会 FM認証グループ

FSC森林認証材 証明書(立木売買用)

(契約業者) 殿

FSC認証林団地名		
認定番号		
森林の所在地 (林班)		
森林所有者名		
樹種	スギ、ヒノキ、マツ、ザツ、その他()	
長さ	3m 、 4m 、 6m 、 その他	
伐採予定材積	m ³	
伐採材積(施業後に記載)	m ³	
認証登録番号	SA-FM / COC-002428	
認証の種類	FSC 100%	
備考:立木売買契約による出荷		
契約日		
COC登録番号と認証の種類		
※ 証明書作成時必要書類: ・ 立木売買契約書等の写(販売金額や支払先等、個人情報の削除は可) ※ 施業後提出書類: ・ FSC認証材の生産量が記載された精算書又は売上伝票等の写(販売金額や支払先等、個人情報の削除は可) ・ 森林作業共通仕様書に基づく「森林作業チェックリスト」		
	サイト名	
	森林組合名	
	管理責任者名	
	住所	
	電話	
	FAX	

天竜林材業振興協議会 FM認証グループ

FSC森林認証材 証明書(委託請負用)

(グループ関係者又は、委託請負業者) 殿

FSC認証林団地名		
認定番号		
森林の所在地 (林班)		
森林所有者名		
樹種	スギ、ヒノキ、マツ、ザツ、その他()	
長さ	3m 、 4m 、 6m 、 その他	
伐採予定材積	m ³	
伐採材積(施業後に記載)	m ³	
認証登録番号	SA-FM / COC-002428	
認証の種類	FSC 100%	
備考: 委託請負契約による出荷		
契約日		
※ 証明書作成時必要書類: ・ 委託請負契約書等の写(販売金額や支払先等、個人情報の削除は可) ※ 施業後提出書類: ・ FSC認証材の生産量が記載された精算書又は売上伝票等の写(販売金額や支払先等、個人情報の削除は可) ・ 森林作業共通仕様書に基づく「森林作業チェックリスト」		
	サイト名	
	森林組合名	
	管理責任者名	
	住所	
	電話	
	FAX	

(参考資料)

No _____

年 月 日

天竜林材業振興協議会 FM認証グループ

FSC森林認証材 証明書(自伐林家用)

_____(自伐林家) 殿

FSC認証林団地名	
認定番号	
森林の所在地 (林班)	
森林所有者名	
樹種	スギ、ヒノキ、マツ、ザツ、その他()
長さ	3m 、 4m 、 6m 、 その他
伐採予定材積	m ³
伐採材積(施業後に記載)	m ³
認証登録番号	SA-FM / COC-002428
認証の種類	FSC 100%

備考: 自伐による出荷

※ 証明書作成時必要書類:

・ 森林経営計画及びFSC認証林管理計画の写

※ 施業後提出書類:

・ FSC認証材の生産量が記載された精算書又は売上伝票等の写(販売金額や支払先等、個人情報への削除は可)

・ 森林作業共通仕様書に基づく「森林作業チェックリスト」

サイト名	
森林組合名	
管理責任者名	
住所	
電話	
FAX	

別紙 3 (FSC 認証材マニュアル)

FSC 認証材取扱に関する遵守誓約書

天竜林材業振興協議会
FM 認証管理責任者 様

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループが取得した FSC 森林認証内での作業及び FSC 森林認証材の取扱いについて、FSC の原則と規準及び天竜林材業振興協議会 FM 認証グループマニュアルを遵守するとともに、認証材の生産量（材積）の報告及び森林作業共通仕様書に基づく「森林作業チェックリスト」の提出を誓約します。

なお、本誓約書の期間については、認証期間（5 年）に準じて令和 7 年 3 月 31 日までとします。ただし、この期間が満了する 1 か月前までに文書により異議を申し立てないときは、更に 5 年間延長するものとし、その後においてもまた同様とします。

年 月 日

住 所 _____

事業体名 _____

氏 名 _____ 印

Ⅲ 森林作業共通仕様書

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ
森林作業共通仕様書

1 趣旨

森林作業共通仕様書は、森林管理計画の森林管理方針に基づき、持続可能な方法で森林を経営・管理するための森林作業の仕様を定めるものであり、天竜林材業振興協議会 FM 認証グループにおける森林作業については、本仕様書に基づいて作業をするよう努めなければならない。

2 各作業現場における環境影響評価

作業現場における責任者（作業班長等）は、各作業現場での作業を実施するにあたり、別紙「森林作業チェックリスト」を用い、作業前の環境影響評価を行うとともに、各作業現場での作業後においても同リストを用い、環境影響の確認を行うものとする。

3 各作業における確認事項

作業を行うものは、各日の作業を実施するにあたり、本仕様書及び各サイトの任意様式を用い、作業手順及び環境配慮、危険予知（KY）の確認を行うものとする。

4 地拵え作業

作業手順

- （１）区域内にある雑草、木竹、笹等の地被物は、根元から伐倒または刈払うこと。
- （２）伐倒又は刈払ったもの、その他散在している枝条、木屑等は原則として等高線沿いに堆積する全刈筋積を行い、更新作業に支障がないようにすること。
- （３）樹形が良く成育の見込みのある有用樹種は残存させ、損傷しないこと。

環境配慮

- （１）広葉樹等は施業に支障のない限り林内に残すこと。

5 植栽作業

作業手順

（１）植付方法

- ① 植付点を中心に十分に地被物を取り除き、苗木の根張りに応じた穴を全体に耕転し、根茎、石礫、塵芥等をすべて除去する。

- ② 表土は、植穴の近くにおいて、四散しないようにし、地被物を混入させないこと。
- ③ 植穴中央に挿入した苗木は、根を十分に広げ、根を曲げたり地表に露出させないようにし、細土で覆い、その途中で苗木を揺り動かしながら心持ち引き上げるようにして根の位置を正常にして、足でよく踏み固め、地被物で根元を覆うこと。
- ④ 道路沿いの植栽地は、将来伸びた枝が通行の妨げとならないよう十分距離をとって植栽すること。

(2) 苗木の取扱い

- ① 苗木を受領したときは、速やかに施工箇所に植栽し、また、そうでないときは速やかに仮植すること。
- ② 仮植地は、なるべく林地に近い日陰、適潤、雨水の停滞しない箇所を選定する。
- ③ 仮植地から植栽地までの小運搬は、苗木袋等を利用し、根部の乾燥を防ぐよう処置をすること。

環境配慮

- (1) 活着をはかるため、苗木の乾燥を防ぐこと。
- (2) 野生動物による食害が予測される場合は、防護柵の設置等防除措置を講ずる。

6 下刈作業

作業手順

- (1) 区域内にある植栽木以外の下層植物は、地際から刈払い、植栽木を被覆しないように列間を低く片付けて置くこと。ただし、植栽木以外の樹木で成育の見込みのある有用樹種は存置すること。
- (2) 刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。
- (3) 刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと。
- (4) つる類が植栽木等に巻き付いている場合は、丁寧に除去すること。

環境配慮

- (1) 林分の状況を判断し、方法を決定すること。
- (2) 必要以上の下刈りは、避けること。
- (3) 広葉樹は、植栽木の生長を妨げない限り残すこと。
- (4) 刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。
- (5) 刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと。
- (6) 鳥類の営巣が見られるときは営巣の妨げにならないよう配慮すること。

7 つる切作業

作業手順

- (1) 植栽木等に巻き付いているつるは、樹幹から完全に切断除去すること。
- (2) 切断除去にあたっては、地際より切断のこと。

環境配慮

- (1) つる類の切断除去にあたっては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。

8 枝打ち作業

作業手順

- (1) 枝打ち高は、生産目標にあわせた高さに根張り等を加味して施業する。
- (2) 林縁木は、外側の生枝は枝打ちせず、片枝とすること。
- (3) 枝打ちを行うときは、樹幹面と平行に枝座を残すように切除し、樹皮を剥がさないようにすること。
- (4) つる類が樹幹に巻き付いている場合は、切断除去すること。
- (5) あばれ木の枝、又は樹幹の形質を損するおそれのある枝は、適宜枝打ちすること。

環境配慮

- (1) 枝打ち対象の木に鳥類の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮すること。

9 間伐作業

作業手順

- (1) 間伐にあたっては、植栽木を伐倒、除去し、林分の密度調整を行うとともに、植栽木の生育を阻害し、又は、今後、阻害するおそれのある広葉樹等を伐倒、除去すること。ただし、極力下層に生育する広葉樹を残し、林地保全に配慮すること。
- (2) 植栽木の伐除については、次のものから優先的に伐倒する。
 - ① 病虫害、獣害、風害等の被害木
 - ② 木肌における傷や腐り木
 - ③ 根曲がりや樹幹の曲がり木
 - ④ ねじれや二股等の異型木
 - ⑤ 優勢木に接近している劣勢木
 - ⑥ 年輪が広いあばれ木

ただし、伐倒しても林分構成上支障がないものに限る。また、安全上、

支障のない枯死木はできるだけ残す。

- (3) 伐倒により掛り木になった場合は、その都度、適切に処理すること。
- (4) 伐倒にあたっては、残存木への損傷を最小限にすること。
- (5) つる類が残存木に巻き付いている場合は、切断除去すること。
- (6) 伐倒木が、残存木の生育に支障のある場合及び道路上、境界わきにある場合は、適切に処理すること。
- (7) 間伐にあたっては、間伐前の立木密度を考慮しながら植栽木の概ね35%を上限とし伐倒すること。

環境配慮

- (1) 可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮すること。
- (2) 掃除伐の際は、安全性と植生確保のバランスを考慮しながら、可能な限り下層植生の確保に努めること。
- (3) 伐倒にあたっては、残存木への損傷を最小限にすること。
- (4) 急傾斜地においては、伐倒木は幹が地面につくようにして等高線沿いに置くこと。
- (5) 河川等にかかっている又は、流れ込む恐れがある倒木を処理すること。
- (6) 急激な環境変化を避けるため、特に崩壊の恐れのある林分では繰り返し間伐を行い、適正な密度管理を行う。
- (7) 土壌侵食のみられる林分では、強度間伐により自然植生を促し混交林化を図る。

10 伐採・搬出作業

作業手順

環境配慮

- (1) 地形、林分の状態、林道の配置、集材距離等を考慮し、最も効率がよく、対象林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法を選択すること。
- (2) 掃除伐の際は、安全性と植生確保のバランスを考慮しながら、可能な限り下層植生の確保に努めること。
- (3) 伐採木の枝条、木屑等は、河川、溪流に入れないこと。
- (4) 収穫材、残存木の破損は、最小限にすること。
- (5) 資材等の放置はしないこと。
- (6) 搬出の際、林道、その他路肩等を傷めないよう、十分に配慮すること。
- (7) 年間を通じて流水のある河川、溪流の周辺は、緩衝帯（バッファゾーン）として保全し、混交林への誘導を図ること。
- (8) 伐採した木材が最も高い価格で取引されるような採材に努めるとともに、木材の有効利用を図ること。

1 1 林道網整備

作業手順

環境配慮

- (1) 林道網整備は、森林の伐採、土地の形質の変更等が伴うことから、実施に当たっては、森林の現況、森林施業の方法、土地利用の状況等を把握し、自然環境の保全に努めること。
- (2) ルート・構造等の選定に当たり、周辺における植生、地形、地質を十分に調査し、景観の維持等に著しい支障を及ぼす事のないよう適切な措置を行うこと。
- (3) 平面線形・縦断勾配等の決定に当たり、国土保全、水源涵養、自然環境の保全などの森林の持つ公益的機能を保持するため、特に地形の緩急、地形構造の変化等の自然条件に十分対応したものとし、土地の形質の変更等を最小限度にとどめること。
- (4) 区域周辺に生息する小動物保護のため、適切な工種工法を選定する。また、魚の生息環境の阻害は行わないこと。
- (5) 土砂の移動量を極力抑制するとともに、切土、盛土の均衡を図り、適切な残土処理、法面・斜面の安定に配慮する。地形、地質、気象その他の自然条件を十分に考慮し、河川・溪流箇所は出来るだけ避けることとし、やむを得ず通過する場合は、その対策を十分に検討する。
- (6) 建設副産物の発生抑制と再利用及び適正処理に努めること。
- (7) 伐開幅は、自然災害のリスクを考慮し、適切な広さとすること。

1 2 環境に配慮した作業の実施

(1) 車輛、機械類の管理

- ① 車輛、機械器具類は、常時整備点検を行うこと。
- ② 機械器具類の整備時に油脂の林内への流出を防止すること。
- ③ 車輛の不必要なアイドリングは行わないこと。

(2) 水質保全

- ① 油脂等の交換、補給は、溪流付近では行わないこと。
- ② 河川、溪流付近では、特に水質に悪影響を与えないよう十分配慮し作業を行うこと。

(3) 土砂災害防止

- ① 立木等伐採したものについては、沢に集積しないこと。
- ② 除間伐作業を行う場合は、可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮した作業を行うこと。

- ③ 急傾斜地では、伐倒木を等高線沿いに置き、土砂の流出を防止すること。

(4) 廃棄物の処理

- ① 作業現場において発生する廃棄物については、林内に残さずすべて持ち帰り、適正に処理すること。

(5) 山火事予防

- ① 作業用機械器具の取扱いには十分注意し、機械使用中の発火に注意すること。
- ② 喫煙には十分に注意するとともに、吸殻は適切に処理すること。
- ③ 山菜採りやハイカーに対しても、山火事予防の啓発を行うこと。

1 3 安全衛生に配慮した作業の実施

(1) 安全装備等の徹底

- ① 労働災害を未然に防止するため、作業に応じた安全装備を行うこと。
- ② 各作業現場に救急箱の配置し、すぐに利用できる状態にしておくこと。

別紙（森林作業共通仕様書関係）

森林作業チェックリスト

サイト名：	サイト管理者：
作業種：	記入者：
団地名：	林班：

作業前 年 月 日記入 *該当しない場合は斜線「/」を記入する。

✓	確認項目	対応策など
	作業予定林分における作業内容が把握されているか。	
	「森林作業共通仕様書」内に記載されている作業手順が把握されているか。	
	「森林作業共通仕様書」内に記載されている環境配慮が把握されているか。	
	林分の境界は明確か。	
	使用する機械器具は正常な状態か。	
	必要な安全装備がされているか。	
	危険のポイントを把握されているか。	
	危険のポイントへの対応策は考えられているか。	
	作業予定林分に希少野生動植物は生息していないか。	
	作業予定林分内又は隣接して河川、溪流がある場合、作業により土砂が流れ込む恐れはないか。	
	機械のオイル漏れが発生した場合の対応策は考えられているか。取替え部品、目立て器具等は確保されているか。	
	木材を搬出する場合、残存木を傷めることなく搬出する手段が考えられているか。	
	木材の搬出によって路面、路肩等を傷めた場合、修復する手段は考えられているか。	

作業後 年 月 日記入

✓	確認項目	処理内容など
	「森林作業共通仕様書」内に記載されている作業手順が実施されているか。	
	「森林作業共通仕様書」内に記載されている環境配慮が実施されているか。	
	作業予定林分の希少野生動植物への影響はないか。	
	掃除伐を行った場合、安全性と植生確保のバランスを考慮しながら、可能な限り下層植生の確保に努めたか。	
	作業林分内又は隣接して河川、溪流がある場合、作業により土砂が流れ込んではいないか。	
	機械のオイル漏れはないか。	
	木材を搬出する場合、残存木を傷めた形跡はないか。	
	林道（作業道）の路面、路肩等の補修は必要ないか。	
	作業道の開設を行った場合、伐開幅は、自然災害のリスクを考慮し、適切な広さか。	
	廃棄物が放置されていないか。	
	安全衛生に配慮した作業が実施されたか（聞取／作業に応じた安全装備、救急箱はすぐに利用できる状態だったか）。	

森林の状態

✓	確認項目	具体的な場所・内容など
	違法行為の形跡はないか。	
	病虫害、獣害の発生はないか。	
	外来種の侵入、拡大はないか。	
	山崩れ等の自然崩壊はないか。	

作 業 計 画 書

作成年月日 年 月 日

第 回改訂年月日 年 月 日

事業 者 名	
計 画 作 成 者	

1. 事業の概要

事業場名称(団地)	
作業場所 (林班等)	
発 注 者	
作 業 班 名	作 業 班 名:
作業班責任者名・連絡先	作業班責任者: 携帯電話 ○○○-○○○-○○○○
作 業 者 名 (数)	(人)
作 業 の 内 容	作業路開設 m 間伐 h a
伐 木 内 容	樹 種 林 齢 年生 出材予定 m ³
現場 状況	現 場 の 地 形 緩 (25° 未満) ・ 中 (25° ~35° 未満) ・ 急 (35° 以上)
	距 離 事務所⇄事業地 km 山土場までの搬出距離 km(平均)

2. 伐出作業計画

伐 木 ・ 造 材 方 式	伐木 : チェンソー・ハーベスタ 枝払い・玉切り : チェンソー・プロセッサ・ハーベスタ				
集 材 方 式	車両系 ・ 架線系				
使用 機械	区分	機械種類	メーカー	型番	運転者
使用 機 械 及 び 台 数	ハーベスタ 台、ザウルス 台、グラップル 台、フォワーダ 台				

3. 作業工程表

作業期間		年 月 日 ～ 年 月 日																
作業 内容	工程	開始日	終了日	月			月			月			月			月		
				上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
作業路 開設	計画			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	実績			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
間伐	計画			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	実績			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	計画			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	実績			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

作業場所 および 運行経路

運行経路、危険個所、制限速度、立ち入り禁止区域、携帯電話通話可能箇所などを記入。

IV モニタリング実施要領

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ
モニタリング実施要領

1 趣旨

モニタリングは、森林管理計画で定めた目標と森林作業共通仕様書に定められた手順に基づく実際の結果との差異を把握し、これに基づき、計画やその実施方法を改善していくためのものであり、天竜林材業振興協議会 FM 認証グループのモニタリング実施については、本要領の定めるところによる。

なお、モニタリングの実施については、人材育成や社会貢献活動等の一環とし、且つ、利害関係者とのコミュニケーションの場をもつなかで実施することとする。

2 モニタリング項目と方法

(1) FM 認証管理責任者が行うモニタリング

次の内容について、FM 認証管理責任者が指名したものがモニタリングを実施する。

① サイト関係者座談会（年度初めの総会後に実施）

ア サイト関係者のニーズを満たすことができているかどうかを把握

イ サイト関係者がグループの規程（安全管理や作業内容等）を遵守しているかを確認

② 生物の専門家との情報交換会（毎年 1 回実施）

ア 定点観測等の結果を報告し、アドバイスをいただく

イ 地域の自然を取り巻く様々な問題等について情報交換を実施

ウ 情報交換会の記録をまとめる

※ 自然に詳しい人材の育成の一環としても実施する。

③ その他の利害関係者とのコミュニケーション（5 年に 1 回）

ア 漁協等の利害関係者のヒアリングを実施する。

(2) サイト管理責任者が行うモニタリング

次の内容について、サイト管理責任者が指名したものがモニタリングを実施し、その結果を FM 認証管理責任者に報告する。

なお、必要に応じ FM 認証管理責任者が同行することができる。

① 森林作業確認（各サイトで別表に基づく回数を実施）

「モニタリング用チェックリスト」（別紙 1～5）を使用し、次の作業実施箇所について監視を実施し、FSC の規準等及び森林作業共通仕様書等を遵守しているかを確認する。

- ア 植林・地拵え（別紙１）
- イ 下刈り・つる切り・枝打ち（別紙２）
- ウ 除間伐（別紙３）
- エ 伐採・搬出（別紙４）
- オ 林道網（別紙５）

② 定点観測（植生調査等）（毎年１回実施）

各サイトについて１箇所程度モデル地点を設定するとともに「モニタリング用チェックリスト（定点観測）」（別紙６）を使用し、次の調査を実施して森林の状況確認を実施する。

- ア 植生調査
- イ 写真撮影
- ウ その他調査

なお、成長量に関する定点観測を実施する場合は、参考資料「成長量に関する定点観測実施マニュアル」に基づき実施する。

③ 保護区の巡視（各サイトにつき年１回に実施）

「モニタリング用チェックリスト（保護区巡視）」（別紙７）を使用し、伐採、不法投棄の有無、生態系の状態等を確認する。

３ 改善処理

モニタリングの結果、不適合を認めた場合、FM 認証管理責任者は、改善指示書（別紙８）によりサイト管理責任者へ期限を定めて改善を指示する。指示を受けたサイト管理責任者は、改善指示書に基づきすみやかに改善作業を行い、改善処理記録（別紙９）を FM 認証管理責任者へ提出する。

４ 苦情処理

苦情や意見があった場合、FM 認証管理責任者及び苦情等が発生したサイトのサイト管理責任者は、苦情（意見）処理票（別紙１０）を用いて連絡及び報告し、その原因を調査して対応及び処理するとともに、今後のモニタリングや計画改訂時に反映させるものとする。

５ モニタリング結果の計画への反映

モニタリング結果は、５年に１度の管理計画改訂時に反映させるものとする。

別表（モニタリング実施数：森林作業確認）

（１）森林作業確認（２－（２）－① ア～エ関係）

No	サイトにおける認証面積	モニタリング実施回数
1	10,000<認証面積	4
2	1,000<認証面積≤10,000	3
3	100<認証面積≤1,000	2
4	認証面積≤100	1

（２）森林作業確認（２－（２）－① オ関係）

No	サイトにおける認証面積	モニタリング実施回数
1	10,000<認証面積	4
2	1,000<認証面積≤10,000	3
3	100<認証面積≤1,000	2
4	認証面積≤100	1

別紙1（モニタリング実施要領関係）

モニタリング用チェックリスト（地拵え・植栽）

サイト名	：	実施日	：
サイト管理者	：	実施者	：
団地名	：	林班	：

1 地拵え作業

作業手順

		チェック	コメント
(1)	区域内にある雑草、木竹、笹等の地被物は、根元から伐倒または刈払うこと。		
(2)	伐倒又は刈払ったもの、その他散在している枝条、木屑等は原則として等高線沿いに堆積する全刈筋積を行い、更新作業に支障がないようにすること。		
(3)	樹形が良く成育の見込みのある有用樹種は残存させ、損傷しないこと。		

環境配慮

(1)	広葉樹等は施業に支障のない限り林内に残すこと。		
-----	-------------------------	--	--

2 植栽作業

作業手順

(1) 植付方法

		チェック	コメント
①	植付点を中心に十分に地被物を取り除き、苗木の根張りに応じた穴を全体に耕転し、根茎、石礫、塵芥等をすべて除去する。		
②	表土は、植穴の近くにおいて、四散しないようにし、地被物を混入させないこと。		
③	植穴中央に挿入した苗木は、根を十分に広げ、根を曲げたり地表に露出させないようにし、細土で覆い、その途中で苗木を揺り動かしながら心持ち引き上げるようにして根の位置を正常にして、足でよく踏み固め、地被物で根元を覆うこと。		
④	道路沿いの植栽地は、将来伸びた枝が通行の妨げとならないよう十分距離をとって植栽すること。		

(2) 苗木の取扱い

①	苗木を受領したときは、速やかに施工箇所へ植栽し、また、そうでないときは速やかに仮植すること。		
②	仮植地は、なるべく林地に近い日陰、適潤、雨水の停滞しない箇所を選定する。		
③	仮植地から植栽地までの小運搬は、苗木袋等を利用し、根部の乾燥を防ぐよう処置をすること。		

環境配慮

(1)	活着をはかるため、苗木の乾燥を防ぐこと。		
(2)	野生動物による食害が予測される場合は、防護柵の設置等防除措置を講ずる。		

3 環境に配慮した作業の実施

(1) 車両、機械類の管理

		チェック	コメント
①	車両、機械器具類は、常時整備点検を行うこと。		
②	機械器具類の整備時に油脂の林内への流出を防止すること。		
③	車両の不必要なアイドリングは行わないこと。		

(2) 水質保全

①	油脂等の交換、補給は、溪流付近では行わないこと。		
②	河川、溪流付近では、特に水質に悪影響を与えないよう十分配慮し作業を行うこと。		

(3) 土砂災害防止

①	立木等伐採したものについては、沢に集積しないこと。		
②	除間伐作業を行う場合は、可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮した作業を行うこと。		
③	急傾斜地では、伐倒木を等高線沿いに置き、土砂の流出を防止すること。		

(4) 廃棄物の処理

①	作業現場において発生する廃棄物については林内に残さず、すべて持ち帰り、適切に処理すること。		
---	---	--	--

(5) 山火事予防

①	作業用機械器具の取扱には十分注意し、機械使用中の発火に注意すること。		
②	喫煙には十分注意すること。		
③	山菜採りやハイカーに対しても、山火事予防の啓発を行うこと。		

4 安全衛生に配慮した作業の実施

(1) 安全装備等の徹底

		チェック	コメント
①	労働災害を未然に防止するため、作業に応じた安全装備を行うこと。		
②	各作業現場に救急箱の配置し、すぐに利用できる状態にしておくこと。		

5 モニタリング総括

--

※ 添付書類：実施箇所の地図及び実施時の写真

別紙2（モニタリング実施要領関係）

モニタリング用チェックリスト（下刈り・つる切り・枝打ち）

サイト名	：	実施日	：
サイト管理者	：	実施者	：
団地名	：	林班	：

1 下刈作業

作業手順	チェック	コメント
(1) 区域内にある植栽木以外の下層植物は、地際から刈払い、植栽木を被覆しないように列間を低く片付けて置くこと。ただし、植栽木以外の樹木で成育の見込みのある有用樹種は存置すること。		
(2) 刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。		
(3) 刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと。		
(4) つる類が植栽木等に巻き付いている場合は、丁寧に除去すること。		

環境配慮

(1) 林分の状況を判断し、方法を決定すること。		
(2) 必要以上の下刈りは、避けること。		
(3) 広葉樹は、植栽木の生長を妨げない限り残すこと。		
(4) 刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。		
(5) 刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと。		
(6) 鳥類の営巣が見られるときは営巣の妨げにならないよう配慮すること。		

2 つる切り作業

作業手順	チェック	コメント
(1) 植栽木等に巻き付いているつるは、樹幹から完全に切断除去すること。		
(2) 切断除去にあたっては、地際より切断のこと。		

環境配慮

(1) つる類の切断除去にあたっては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。		
--	--	--

3 枝打ち作業

作業手順	チェック	コメント
(1) 枝打ち高は、生産目標にあわせた高さに根張り等を加味して施業する。		
(2) 林縁木は、外側の生枝は枝打ちせず、片枝とすること。		
(3) 枝打ちを行うときは、樹幹面と平行に枝座を残すように切除し、樹皮を剥がさないようにすること。		
(4) つる類が樹幹に巻き付いている場合は、切断除去すること。		

(5)	あばれ木の枝、又は樹幹の形質を損するおそれのある枝は、適宜枝打ちすること。		
-----	---------------------------------------	--	--

環境配慮

(1)	枝打ち対象の木に鳥類の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮すること。		
-----	---	--	--

4 環境に配慮した作業の実施

(1) 車輜、機械類の管理

①	車輜、機械器具類は、常時整備点検を行うこと。		
②	機械器具類の整備時に油脂の林内への流出を防止すること。		
③	車輜の不必要なアイドリングは行わないこと。		

(2) 水質保全

①	油脂等の交換、補給は、溪流付近では行わないこと。		
②	河川、溪流付近では、特に水質に悪影響を与えないよう十分配慮し作業を行うこと。		

(3) 土砂災害防止

①	立木等伐採したものについては、沢に集積しないこと。		
②	除間伐作業を行う場合は、可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮した作業を行うこと。		
③	急傾斜地では、伐倒木を等高線沿いに置き、土砂の流出を防止すること。		

(4) 廃棄物の処理

①	作業現場において発生する廃棄物については林内に残さず、すべて持ち帰り、適切に処理すること。		
---	---	--	--

(5) 山火事予防

①	作業用機械器具の取扱いには十分注意し、機械使用中の発火に注意すること。		
②	喫煙には十分注意すること。		
③	山菜採りやハイカーに対しても、山火事予防の啓発を行うこと。		

5 安全衛生に配慮した作業の実施

(1) 安全装備等の徹底

チェック

コメント

①	労働災害を未然に防止するため、作業に応じた安全装備を行うこと。		
②	各作業現場に救急箱の配置し、すぐに利用できる状態にしておくこと。		

6 モニタリング総括

--

※ 添付書類：実施箇所の地図及び実施時の写真

別紙3（モニタリング実施要領関係）

モニタリング用チェックリスト（間伐）

サイト名	：	実施日	：
サイト管理者	：	実施者	：
団地名	：	林班	：

1 除間伐作業

作業手順

		チェック	コメント
(1)	除間伐にあたっては、植栽木を伐倒、除去し、林分の密度調整を行うとともに、植栽木の生育を阻害し、又は、今後、阻害するおそれのある広葉樹等を伐倒、除去すること。ただし、極力下層に生育する広葉樹を残し、林地保全に配慮すること。		
(2)	植栽木の伐除については、次のものから優先的に伐倒する。 ①病虫害、獣害、風害等の被害木 ②木肌における傷や腐り木 ③根曲がりや樹幹の曲がり木 ④ねじれや二股等の異型木 ⑤優勢木に接近している劣勢木 ⑥年輪が広いあばれ木 ただし、伐倒しても林分構成上支障がないものに限る。また、安全上、支障のない枯死木はできるだけ残す。		
(3)	伐倒により掛り木になった場合は、その都度、適切に処理すること。		
(4)	伐倒にあたっては、残存木への損傷を最小限にすること。		
(5)	つる類が残存木に巻き付いている場合は、切断除去すること。		
(6)	伐倒木が、残存木の生育に支障のある場合及び道路上、境界わきにある場合は、適切に処理すること。		
(7)	間伐にあたっては、間伐前の立木密度を考慮しながら植栽木の概ね35%を上限とし伐倒すること。		

環境配慮

(1)	可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮すること。		
(2)	掃除伐の際は、安全性と植生確保のバランスを考慮しながら、可能な限り下層植生の確保に努めること。		
(3)	伐倒にあたっては、残存木への損傷を最小限にすること。		
(4)	急傾斜地においては、伐倒木は幹が地面につくようにして等高線沿いに置くこと。		
(5)	河川等にかかっている又は、流れ込む恐れがある倒木を処理すること。		
(6)	急激な環境変化を避けるため、特に崩壊の恐れのある林分では繰り返し間伐を行い、適正な密度管理を行う。		
(7)	土壌侵食のみられる林分では、強度間伐により自然植生を促し混交林化を図る。		

2 環境に配慮した作業の実施

(1) 車輛、機械類の管理

		チェック	コメント
①	車輛、機械器具類は、常時整備点検を行うこと。		
②	機械器具類の整備時に油脂の林内への流出を防止すること。		
③	車輛の不必要なアイドリングは行わないこと。		

(2) 水質保全

①	油脂等の交換、補給は、溪流付近では行わないこと。		
②	河川、溪流付近では、特に水質に悪影響を与えないよう十分配慮し作業を行うこと。		

(3) 土砂災害防止

①	立木等伐採したものについては、沢に集積しないこと。		
②	除間伐作業を行う場合は、可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮した作業を行うこと。		
③	急傾斜地では、伐倒木を等高線沿いに置き、土砂の流出を防止すること。		

(4) 廃棄物の処理

①	作業現場において発生する廃棄物については林内に残さず、すべて持ち帰り、適切に処理すること。		
---	---	--	--

(5) 山火事予防

①	作業用機械器具の取扱いには十分注意し、機械使用中の発火に注意すること。		
②	喫煙には十分注意すること。		
③	山菜採りやハイカーに対しても、山火事予防の啓発を行うこと。		

3 安全衛生に配慮した作業の実施

(1) 安全装備等の徹底

		チェック	コメント
①	労働災害を未然に防止するため、作業に応じた安全装備を行うこと。		
②	各作業現場に救急箱の配置し、すぐに利用できる状態にしておくこと。		

4 モニタリング総括

--

※ 添付書類：実施箇所の地図及び実施時の写真

別紙4（モニタリング実施要領関係）

モニタリング用チェックリスト（伐採・搬出）

サイト名	:	実施日	:
サイト管理者	:	実施者	:
団地名	:	林班	:

1 伐採・搬出作業

作業手順 環境配慮

		チェック	コメント
(1)	地形、林分の状態、林道の配置、集材距離等を考慮し、最も効率がよく、対象林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法を選択すること。		
(2)	掃除伐の際は、安全性と植生確保のバランスを考慮しながら、可能な限り下層植生の確保に努めること。		
(3)	伐採木の枝条、木屑等は、河川、溪流に入れないこと。		
(4)	収穫材、残存木の破損は、最小限にすること。		
(5)	資材等の放置はしないこと。		
(6)	搬出の際、林道、その他路肩等を傷めないよう、十分に配慮すること。		
(7)	年間を通じて流水のある河川、溪流の周辺は、緩衝帯（バッファゾーン）として保全し、混交林への誘導を図ること。		
(8)	伐採した木材が最も高い価格で取引されるような採材に努めるとともに、木材の有効利用を図ること。		

2 環境に配慮した作業の実施

（1）車輛、機械類の管理

		チェック	コメント
①	車輛、機械器具類は、常時整備点検を行うこと。		
②	機械器具類の整備時に油脂の林内への流出を防止すること。		
③	車輛の不必要なアイドリングは行わないこと。		

（2）水質保全

①	油脂等の交換、補給は、溪流付近では行わないこと。		
②	河川、溪流付近では、特に水質に悪影響を与えないよう十分配慮し作業を行うこと。		

（3）土砂災害防止

①	立木等伐採したものについては、沢に集積しないこと。		
②	除間伐作業を行う場合は、可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮した作業を行うこと。		

③	急傾斜地では、伐倒木を等高線沿いに置き、土砂の流出を防止すること。		
---	-----------------------------------	--	--

(4) 廃棄物の処理

①	作業現場において発生する廃棄物については林内に残さず、すべて持ち帰り、適切に処理すること。		
---	---	--	--

(5) 山火事予防

①	作業用機械器具の取扱いには十分注意し、機械使用中の発火に注意すること。		
②	喫煙には十分注意すること。		
③	山菜採りやハイカーに対しても、山火事予防の啓発を行うこと。		

3 安全衛生に配慮した作業の実施

(1) 安全装備等の徹底

		チェック	コメント
①	労働災害を未然に防止するため、作業に応じた安全装備を行うこと。		
②	各作業現場に救急箱の配置し、すぐに利用できる状態にしておくこと。		

4 モニタリング総括

--

※ 添付書類：実施箇所の地図及び実施時の写真

別紙5（モニタリング実施要領関係）

モニタリング用チェックリスト（林道網）

サイト名	：	実施日	：
サイト管理者	：	実施者	：
団地名	：	路線名	：

1 林道網整備

作業手順 環境配慮

		チェック		コメント
(1)	計画	林道網整備は、森林の伐採、土地の形質の変更等が伴うことから、実施に当たっては、森林の現況、森林施業の方法、土地利用の状況等を把握し、自然環境の保全に努めること。		
(2)		ルート・構造等の選定に当たり、周辺における植生、地形、地質を十分に調査し、景観の維持等に著しい支障を及ぼす事のないよう適切な措置を行うこと。		
(3)		平面線形・縦断勾配等の決定に当たり、国土保全、水源涵養、自然環境の保全などの森林の持つ公益的機能を保持するため、特に地形の緩急、地形構造の変化等の自然条件に十分対応したものとし、土地の形質の変更等を最小限度にとどめること。		
(4)		区域周辺に生息する小動物保護のため、適切な工種工法を選定する。また、魚の生息環境の阻害は行わないこと。		
(5)		土砂の移動量を極力抑制するとともに、切土、盛土の均衡を図り、適切な残土処理、法面・斜面の安定に配慮する。地形、地質、気象その他の自然条件を十分に考慮し、河川・溪流箇所は出来るだけ避けることとし、やむを得ず通過する場合は、その対策を十分に検討する。		
(6)		建設副産物の発生抑制と再利用及び適正処理に努めること。		
(7)		伐開幅は、自然災害のリスクを考慮し、適切な広さとすること。		
(8)	掘削	残土の発生を抑える整備内容とする。		
(9)	残土処理	極力現場内での利用を図る。		
(10)		受入地は、周囲の自然環境や待避所などの施設を考慮する。		
(11)	埋戻、盛土	現場内発生土を使用する。		
(12)	構造物	補強盛土工法等の活用を検討する。		
(13)		丸太柵工には間伐材、現場発生材を使用する。		
(14)	排水	必要な箇所に横断溝を設ける。		
(15)		丸太や現場発生材を使用する。		

2 環境に配慮した作業の実施

(1) 車輛、機械類の管理

		チェック	コメント
①	車輛、機械器具類は、常時整備点検を行うこと。		
②	機械器具類の整備時に油脂の林内への流出を防止すること。		
③	車輛の不必要なアイドリングは行わないこと。		

(2) 水質保全

①	油脂等の交換、補給は、溪流付近では行わないこと。		
②	河川、溪流付近では、特に水質に悪影響を与えないよう十分配慮し作業を行うこと。		

(3) 土砂災害防止

①	立木等伐採したものについては、沢に集積しないこと。		
②	除間伐作業を行う場合は、可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮した作業を行うこと。		
③	急傾斜地では、伐倒木を等高線沿いに置き、土砂の流出を防止すること。		

(4) 廃棄物の処理

①	作業現場において発生する廃棄物については林内に残さず、すべて持ち帰り、適切に処理すること。		
---	---	--	--

(5) 山火事予防

①	作業用機械器具の取扱いには十分注意し、機械使用中の発火に注意すること。		
②	喫煙には十分注意すること。		
③	山菜採りやハイカーに対しても、山火事予防の啓発を行うこと。		

3 安全衛生に配慮した作業の実施

(1) 安全装備等の徹底

		チェック	コメント
①	労働災害を未然に防止するため、作業に応じた安全装備を行うこと。		
②	各作業現場に救急箱の配置し、すぐに利用できる状態にしておくこと。		

4 モニタリング総括

--

※ 添付書類：実施箇所の地図及び実施時の写真

別紙6（モニタリング実施要領関係）

モニタリング用チェックリスト（定点観測）

日 時	年 月 日 時 分	
場 所	サイト名、団地名、林班名、樹種、林齢等を記入	
実 施 者	責任者	
植生調査等内容	(植生の様子や外来種の侵入・拡大等の森林の異常、昨年度からの変化等、内容を具体的に記入)	
特記事項	(林道・法面等の状況、希少種の確認、不法投棄、病虫獣風害、 等)	

※ 添付書類：実施箇所の地図及び実施時の写真

別紙 7 (モニタリング実施要領関係)

モニタリング用チェックリスト (保護区巡視)

日 時	年 月 日 時 分～ 時 分	
場 所	サイト名、団地名、林班名、樹種、林齢等を記入	
実 施 者	責任者	
実 施 内 容	(内容は具体的に記入)	
特 記 事 項	(林道・法面等の状況、希少種の確認、 不法投棄、病虫獣風害、外来種の侵入・拡大等の森林の異常 等)	

※ 添付書類：実施箇所の地図及び実施時の写真

参考資料 1 (モニタリング実施要領関係)

成長量に関する定点観測実施マニュアル

1 対象地

本基準を適用する対象地は、次のとおりとする。

- (1) サイトにおける標準的な林分
- (2) 間伐後、健全に生育するための照度が確保されている箇所

2 調査方法

- (1) 調査の開始時期は、間伐後 5 年以内とする。
- (2) 原則としてプロット調査による。
 - ・ プロットの大きさは、10m×10m(100 m²) とし、1 箇所以上設ける。
 - ・ プロットは、対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所を選択する。
- (3) プロット調査の内容は、スギ、ヒノキの立木本数、樹高、枝下高さ、胸高直径及び下層植生とする。
- (4) 立木本数はプロット内のスギ、ヒノキの本数をカウントする。カウントした立木について樹高、枝下高さ、胸高直径を計測する。同時にナンバリングも実施し、以降毎年同じ立木の調査を行う。
- (5) 樹高、枝下高さはブルーメライス、デジタル測距計等を用いて計測する。
- (6) 調査対象木の山側、地上から 1.2m の高さに目印をつけ、毎年同じ幹回りをテープにより計測する。
- (7) 下層植生はその種及び被覆度(%)を目視で調査する。
- (8) 計測結果から立木材積を算出(林野庁計画課編—立木幹材積表—東日本編—参考)する。
- (9) 上記の調査結果を別紙「プロット調査野帳」にまとめるとともに、昨年度からの変化をモニタリングチェックリスト(定点観測)にまとめる。
- (10) 成長量を年度ごとにまとめ、モニターする。

別紙

プロット調査野帳（平成 年度 サイト）

箇所名		調査者	
調査年月日	年 月 日 ()	伐採経過年	年
斜面方位	東・西・南・北	林班	
斜面傾斜	度	林齢	
標 高	m	獣 害	無・小・中・大
調査方法	プロット	調査面積	10m×10m

No.	樹 種	樹 高 (m)	枝下高さ (m)	胸高直径 (cm)	立木幹材積 (m ³)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

下層植生 種

被覆度

コメント

対象地の森林計画図、状況写真（遠景、近景、林内、調査状況等）を添付のこと。

別紙8（モニタリング実施要領関係）

改善指示書

サイト名		実施日	
サイト管理責任者		実施担当者	

NO	実施箇所	規準	所見	評価
1				適合・不適合
2				適合・不適合
3				適合・不適合
4				適合・不適合
5				適合・不適合

改善指示事項

改善処置実施期限 年 月 日

※FM 認証管理責任者確認後、写しをサイト管理責任者へ回付する。

※前回の審査及びモニタリングでの指摘事項等を重点的に確認し、確認した事項を「規
準」欄に明記する。

FM 認証 管理責任者	サイト 管理責任者	実施担当者

別紙9（モニタリング実施要領関係）

改善処理記録

サイト名		実施箇所	
サイト管理責任者		実施担当者	

NO	不適合事項	原因	改善処置	完了日
1				
2				
3				
4				
5				

※必要に応じ、写真添付

FM 認証 管理責任者	サイト 管理責任者	実施担当者

別紙 10（モニタリング実施要領関係）

苦情（意見）処理票

サイト 管理責任者	回覧	担当者

受付日時		相手方	所属： 氏名：
起案日		受付者	
件名			
内容			
対応・処理			
備考			